

資料編

目次

申請書類等の書式

設立申請時に提出する書類	1
設立申請書類補正時に提出する書類	1
設立登記完了（法人成立）後に提出する書類	17
毎事業年度初めの3カ月以内に提出する書類	20
役員の変更等届出時に提出する書類	30
定款変更申請時に提出する書類	32
定款変更申請書類補正時に提出する書類	33
定款変更届出時に提出する書類	33
定款変更に係る登記をした後に提出する書類	39
合併申請時に提出する書類	41
合併申請書類補正時に提出する書類	41

計算書類等作成の留意事項	45
--------------	----

法令集

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（抄）	68
特定非営利活動促進法施行規則（平成二十三年内閣府令第五十五号）（抄）	68
青森県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年十月青森県条例第四十五号）（抄）	101
青森県特定非営利活動促進法施行細則（平成十年十月青森県規則第九十七号）（抄）	101
青森県特定非営利活動促進法施行細則様式（抄）	110
組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）（抄）	132

申請書類等の書式

チェック欄を設けていますので、申請の際書類が揃っているかチェックしてみましょう。

設立申請時に提出する書類

提出書類	提出部数	参照ページ	チェック欄
設立認証申請書（第1号様式）	1部	資料2	
定款	2部	本編16	
役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	2部	資料4	
就任承諾書及び誓約書の謄本	1部	資料5	
役員の住所又は居所を証する書面	1部	（注）	
社員のうち10人以上の者の名簿（氏名（法人にあってその名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面）	1部	資料6	
確認書	1部	資料7	
設立趣旨書	2部	資料8	
設立についての意思の決定を証する議事録の謄本	1部	資料9・10	
設立の初年及び翌年（当初の事業年度及び翌事業年度）の事業計画書	2部	資料11	
設立の初年及び翌年（当初の事業年度及び翌事業年度）の活動予算書	2部	資料 12～15	

（注）住民票の写し等（県施行条例第2条第2項参照）

設立申請書類補正時に提出する書類

提出書類	提出部数	参照ページ	チェック欄
設立認証申請書等補正書（第2号様式）	1部	資料16	
補正後の書類（以下の書類以外）	1部		
定款	2部	本編16	
役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	2部	資料4	
設立趣旨書	2部	資料8	
設立の初年及び翌年（当初の事業年度及び翌事業年度）の事業計画書	2部	資料11	
設立の初年及び翌年（当初の事業年度及び翌事業年度）の活動予算書	2部	資料 12～15	

年 月 日

青森県知事

殿

申請者 住所又は居所
氏名
電話番号

印

設立認証申請書

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、下記のとおり特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称 (注 「特定非営利活動法人〇〇〇〇」という形式で、定款と完全に一致させる)
- 2 代表者の氏名 (注 理事(長)の氏名を記載する。監事は不可)
- 3 主たる事務所の所在地 (注 町名及び番地まで記載する)
- 4 その他の事務所の所在地 (注 町名及び番地まで記載する)
- 5 定款に記載された目的 (注 定款第3条と完全に一致させる)

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。
- 2 3及び4には、事務所の所在地の町名及び番地まで記載すること。
- 3 申請書には次の書類を添付すること。
 - ①定款（法第10条第1項第1号）〔2部〕
 - ②役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（法第10条第1項第2号イ）〔2部〕
 - ③各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（法第10条第1項第2号ロ）
 - ④各役員の住所又は居所を証する書面（法第10条第1項第2号ハ）
 - ⑤社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（法第10条第1項第3号）
 - ⑥法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（法第10条第1項第4号）
 - ⑦設立趣旨書（法第10条第1項第5号）〔2部〕
 - ⑧設立についての意思の決定を証する議事録の謄本（法第10条第1項第6号）
 - ⑨設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（法第10条第1項第7号）〔2部〕
 - ⑩設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。）（法第10条第1項第8号）〔2部〕
- 4 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

(法第10条第1項関係様式例)

役員名簿

(特定非営利活動法人の名称)

役名	氏名	住所又は居所	報酬の有無

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 「役名」の欄には、理事、監事の別を記載する。
- 3 「住所又は居所」の欄には、青森県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載する。
- 4 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 5 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

特定非営利活動法人〇〇〇〇御中

就任承諾書及び誓約書

住所又は居所

氏名

印

私は、(特定非営利活動法人の名称)の理事(又は監事)に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 「住所又は居所」の欄には、青森県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載する。

※法第20条の規定

次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産者で復権を得ないもの
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・ 刑法第204条(傷害)、第206条(傷害及び傷害致死の現場助勢)、第208条(暴行)、第208条の3(凶器準備集合及び結集)、第222条(脅迫)、第247条(背任)の罪を犯した場合
 - ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- 五 暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- 六 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者

※法第21条の規定

役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。(具体的には、理事・監事が6人以上の場合に限り、配偶者もしくは3親等以内の親族を1人だけ役員に加えることができる。)

(法第10条第1項関係様式例)

社員のうち10人以上の者の名簿

(特定非営利活動法人の名称)

氏名	住所又は居所

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(法第10条第1項関係様式例)

確 認 書

(特定非営利活動法人の名称) は、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを、 年 月 日に開催された設立総会において確認しました。

年 月 日

(特定非営利活動法人の名称)

設立代表者 住所又は居所

氏名

印

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

※特定非営利活動促進法第2条第2項第2号の要件

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと
- ハ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと

※特定非営利活動促進法第12条第1項第3号の要件

- イ 暴力団でないこと
- ロ 暴力団の統制下にある団体でないこと
- ハ 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ）の統制下にある団体でないこと
- ニ 暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと

(法第10条第1項関係様式例)

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

- ・ 定款に定められている目的や事業に係る社会経済情勢やその問題点
- ・ 法人の行う事業が不特定かつ多数のものに利益を寄与するゆえん
- ・ 法人格が必要となった理由

等

2 申請に至るまでの経過

- ・ 法人の設立を発起し、申請するに至った動機や経緯
(活動実績がある場合は、これまで取り組んできた具体的活動内容)

等

年 月 日

(特定非営利活動法人の名称)

設立代表者 住所又は居所

氏名

印

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(法第10条第1項関係様式例)

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇設立総会議事録

1 日時 平成 年 月 日 午後 時から 時まで

2 場所

3 正会員総数 名
出席者数 名 (うち書面表決者 名、表決委任者 名)

4 審議事項

- (1) 議長の選任に関する件
- (2) 設立趣旨に関する件
- (3) 特定非営利活動促進法第10条第1項第4号の確認に関する件
- (4) 定款に関する件
- (5) 役員を選任に関する件
- (6) 事業計画及び活動予算に関する件
- (7) 入会金及び会費に関する件
- (8) 設立当初の財産に関する件
- (9) 設立代表者の選任に関する件

5 議事の経過の概要及び議決の結果

(1) 議長の選任に関する件

設立発起人の〇〇〇〇が仮議長として議長の選任について諮ったところ、△△△△が議長に選任された。

(2) 設立趣旨に関する件

〇〇〇〇から設立趣旨案を説明し、議長よりこの趣旨でこの法人を設立する旨を諮ったところ、異議なく可決された。

(3) 特定非営利活動促進法第10条第1項第4号の確認に関する件

議長より、この法人は特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認することについて諮ったところ、異議なく可決された。

(4) 定款に関する件

〇〇〇〇から定款案を説明し、次のとおり質疑応答が行われた。

(質問)

(回答)

定款案の を に、 に修正することとし、修正後の定款案について諮ったところ、異議なく可決された。

(5) 役員を選任に関する件

議長より、設立当初の役員を選任について、役員名簿案のとおりとしてよいか、諮ったところ、

異議なく可決された。

(6) 事業計画及び活動予算に関する件

〇〇〇〇から、設立当初の事業年度をこの法人の設立の日から平成 年 月 日までとすること並びに設立初年度及び次年度の事業計画書案及び活動予算書を説明し、議長より原案どおりとしてよいか諮ったところ、異議なく可決された。

(7) 入会金及び会費に関する件

議長より入会金を 円、会費を年額 円とする旨を諮ったところ、異議なく可決された。

(8) 設立当初の財産に関する件

〇〇〇〇から設立当初の財産目録案を説明し、議長より原案どおりとしてよいか諮ったところ、異議なく可決された。

(9) 設立代表者の選任に関する件

議長より所轄庁に対する申請等の設立手続きを行う設立代表者の選任について諮ったところ、〇〇〇〇が設立代表者に決定した。

次に、申請書に関する軽微な事項や字句の訂正を設立代表者〇〇〇〇に委任する旨を諮ったところ、異議なく承認された。

6 議事録署名人の選任に関する事項

議長より本日の議事の経過を議事録にまとめるに当たり、議事録署名人2名の選任について諮ったところ、◇◇◇◇及び□□□□が選任された。

以上、この議事録が正確であることを証します。

年 月 日

議 長	△△△△	印
議事録署名人	◇◇◇◇	印
議事録署名人	□□□□	印

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 議長及び議事録署名人は、この議事録にサインをし、押印する。

(法第10条第1項関係様式例)

〇〇年度事業計画書

年 月 日から 年 月 日まで

(特定非営利活動法人の名称)

1 事業実施の方針

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千 円)

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	支出見 込額 (千円)

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 3 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 4 2の(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに支出見込額をそれぞれ記載する。
- 5 2の(1)のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 6 2の(2)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数及び支出見込額をそれぞれ記載する。定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、設立当初の事業年度及び翌事業年度に実施予定がなくても「予定なし」の旨を記載する。

(法第10条第1項関係様式例・特定非営利活動に係る事業のみの場合)

設立当初の事業年度 活動予算書
法人成立の日から××年×月×日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	×××		
賛助会員受取会費	×××		
.....	×××	×××	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	×××		
.....	×××	×××	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	×××		
.....	×××	×××	
4. 事業収益			
〇〇事業収益			×××
5. その他収益			
受取利息	×××		
雑収益	×××		
.....	×××	×××	
経常収益計			×××
II 経常費用			
1. 事業費(注1)			
(1) 人件費			
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
.....	×××		
人件費計	×××		
(2) その他経費			
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
.....	×××		
その他経費計	×××		
事業費計		×××	
2. 管理費(注1)			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
.....	×××		
人件費計	×××		
(2) その他経費			
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
.....	×××		
その他経費計	×××		
管理費計		×××	
経常費用計		×××	×××
当期経常増減額			×××

III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		×××	
.....		×××	
経常外収益計			×××
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		×××	
.....		×××	
経常外費用計			×××
当期正味財産増減額			×××
設立時正味財産額			×××
次期繰越正味財産額 (注2)			×××

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。(注3)

(注1) 人件費とその他経費に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載する。

(注2) 次期事業年度活動予算書の「前期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する。

(注3) その他の事業を定款に掲げていない法人はこの脚注は不要。

(法第10条第1項関係様式例・その他の事業がある場合)

設立当初の事業年度 活動予算書
 法人成立の日から××年×月×日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇
 (単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	×××		×××
.....	×××		×××
2. 受取寄附金			
受取寄附金	×××		×××
.....	×××		×××
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	×××		×××
.....	×××		×××
4. 事業収益			
〇〇事業収益	×××		×××
△△事業収益		×××	×××
5. その他収益			
受取利息	×××		×××
雑収益	×××		×××
.....	×××		×××
経常収益計	×××	×××	×××
II 経常費用			
1. 事業費 (注1)			
(1) 人件費			
給料手当	×××	×××	×××
法定福利費	×××	×××	×××
退職給付費用	×××		×××
福利厚生費	×××	×××	×××
.....	×××		×××
人件費計	×××	×××	×××
(2) その他経費			
会議費	×××		×××
旅費交通費	×××	×××	×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....	×××	×××	×××
その他経費計	×××	×××	×××
事業費計	×××	×××	×××
2. 管理費 (注1)			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		×××
給料手当	×××		×××
法定福利費	×××		×××
退職給付費用	×××		×××
福利厚生費	×××		×××
.....	×××		×××
人件費計	×××		×××
(2) その他経費			
会議費	×××		×××
旅費交通費	×××		×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....	×××		×××
その他経費計	×××		×××
管理費計	×××		×××
経常費用計	×××	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××	×××

III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	×××		×××
.....	×××		×××
経常外収益計	×××		×××
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	×××		×××
.....	×××		×××
経常外費用計	×××		×××
経理区分振替額 (注2)	×××	△×××	×××
当期正味財産増減額	×××	×××	×××
次期繰越正味財産額 (注3)			×××

(注1) 人件費とその他経費に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載する。

(注2) その他の事業で得た利益の振替額を記載する。

(注3) 次期事業年度活動予算書の「前期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する。

年 月 日

青森県知事 殿

申請者 住所又は居所
氏名 印
電話番号

設立認証申請書等補正書

年 月 日に提出した(補正する書類の名称)に不備があるので、特定非営利活動促進法第 10 条第 3 項の規定により、下記のとおり補正します。

記

- 1 設立しようとする特定非営利活動法人の名称
- 2 補正の内容

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。
- 2 2 には、補正した箇所について、補正後と補正前の記載の違いを明らかにした補正の前後の内容の対照表を記載すること。
- 3 補正書には、補正後の申請書及び書類 [次に掲げる書類は、2 部] を添付すること。
 - ①補正後の定款
 - ②補正後の役員名簿(役員の名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)
 - ③補正後の設立趣旨書
 - ④補正後の設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
 - ⑤補正後の設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書(その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。)
- 4 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

設立登記完了（法人成立）後に提出する書類

提出書類	提出部数	参照ページ	チェック欄
設立登記完了届出書（第3号様式）	1部	資料18	
登記事項証明書	1部	—	
登記事項証明書のコピー	1部	—	
設立当初の財産目録	2部	資料19	

(施行細則第3号様式)

年 月 日

青森県知事

殿

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

設立（合併）登記完了届出書

設立の登記を完了したので、特定非営利活動促進法（第39条第2項において準用する同法）第13条第2項の規定により、届け出ます。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。
- 2 当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び（法第39条第2項において準用する）法第14条の財産目録（（法第39条第2項において準用する）法第13条第2項）を添付すること。

(法第14条関係様式例)

設立当初の財産目録

××年×月×日現在

特定非営利活動法人〇〇〇〇

(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手元現金	×××		
××銀行普通預金(注1)	×××		
未収金			
××事業未収金	×××		
.....	×××		
流動資産合計		×××	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品			
パソコン1台	×××		
応接セット	×××		
.....	×××		
歴史的資料(注2)	評価せず		
.....	×××		
有形固定資産計	×××		
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア			
財務ソフト	×××		
.....	×××		
無形固定資産計	×××		
(3) 投資その他の資産			
敷金	×××		
〇〇特定資産			
××銀行定期預金	×××		
.....	×××		
投資その他の資産計	×××		
固定資産合計		×××	
資産合計			×××
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
事務用品購入代	×××		
.....	×××		
預り金			
源泉所得税預り金	×××		
.....	×××		
.....	×××		
流動負債合計		×××	
2. 固定負債			
長期借入金	×××		
××銀行借入金	×××		
.....	×××		
.....	×××		
固定負債合計		×××	
負債合計			×××
正味財産(注3)			×××

(注1)口座番号の記載は要しない。

(注2)金銭評価ができない資産については、「評価せず」として記載できる。

(注3)「資産合計」-「負債合計」となる。

毎事業年度初めの3ヵ月以内に提出する書類

提出書類	提出部数	参照ページ	チェック欄
事業報告書	2部	資料 21	
財産目録	2部	資料 22	
貸借対照表	2部	資料 23	
活動計算書	2部	資料 24~27	
年間役員名簿 (前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)	2部	資料 28	
前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の名簿	2部	資料 29	

(法第28条第1項関係様式例)

年(年度)事業報告書

(特定非営利活動法人の名称)

1 事業の成果

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	支出額(千円)

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
 - 3 2の(1)については事業毎に事業名、事業内容、実施日時、実施場所、従事者の人数、受益対象者の範囲及び人数並びに支出額をそれぞれ記載する。
 - 4 2の(1)のうち「受益対象者の範囲及び人数」の欄には、具体的な受益対象者及び人数を記載する。
 - 5 2の(2)については事業毎に事業名、事業内容、実施日時、実施場所、従事者の人数及び支出額をそれぞれ記載する。
- なお、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、当該事業年度に実施しなかった場合も「実施しなかった」旨を記載する。

(法第28条第1項関係様式例)

〇〇年度 財産目録
 ××年×月×日現在

特定非営利活動法人〇〇〇〇
 (単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手元現金	×××		
××銀行普通預金 (注1)	×××		
未収金			
××事業未収金	×××		
.....	×××		
流動資産合計		×××	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品			
パソコン1台	×××		
応接セット	×××		
.....	×××		
歴史的資料 (注2)	評価せず		
.....	×××		
有形固定資産計	×××		
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア			
財務ソフト	×××		
.....	×××		
無形固定資産計	×××		
(3) 投資その他の資産			
敷金	×××		
〇〇特定資産			
××銀行定期預金	×××		
.....	×××		
投資その他の資産計	×××		
固定資産合計		×××	
資産合計			×××
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
事務用品購入代	×××		
.....	×××		
預り金			
源泉所得税預り金	×××		
.....	×××		
.....	×××		
流動負債合計		×××	
2. 固定負債			
長期借入金	×××		
××銀行借入金	×××		
.....	×××		
.....	×××		
固定負債合計		×××	
負債合計			×××
正味財産 (注3)			×××

(注1) 口座番号の記載は要しない。

(注2) 金銭評価ができない資産については、「評価せず」として記載できる。

(注3) 「資産合計」－「負債合計」となる。

(法第28条第1項関係様式例)

〇〇年度 貸借対照表
××年×月×日現在

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	×××	
未収金	×××	
.....	×××	
流動資産合計		×××
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
車両運搬具	×××	
什器備品	×××	
.....	×××	
有形固定資産計		×××
(2) 無形固定資産		
ソフトウェア	×××	
.....	×××	
無形固定資産計		×××
(3) 投資その他の資産		
敷金	×××	
〇〇特定資産	×××	
.....	×××	
投資その他の資産計		×××
固定資産合計		×××
資産合計 (注1)		×××
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金	×××	
前受民間助成金	×××	
.....	×××	
流動負債合計		×××
2. 固定負債		
長期借入金	×××	
退職給付引当金	×××	
.....	×××	
固定負債合計		×××
負債合計		×××
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産 (注2)		×××
当期正味財産増減額		×××
正味財産合計 (注3)		×××
負債及び正味財産合計 (注4)		×××

(注1) 「負債及び正味財産合計」と金額が一致することを確認する。

(注2) 前事業年度貸借対照表の「正味財産合計額」と金額が一致することを確認する。

(注3) 活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する。

(注4) 「資産合計」と金額が一致することを確認する。

(法第28条第1項関係様式例・特定非営利活動に係る活動のみの場合)

〇〇年度 活動計算書

××年×月×日から××年×月×日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	×××		
賛助会員受取会費	×××		
.....	×××	×××	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	×××		
.....	×××	×××	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	×××		
.....	×××	×××	
4. 事業収益			
〇〇事業収益			×××
5. その他収益			
受取利息	×××		
雑収益	×××		
.....	×××	×××	
経常収益計			×××
II 経常費用			
1. 事業費 (注1)			
(1) 人件費			
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
.....	×××		
人件費計	×××		
(2) その他経費			
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
.....	×××		
その他経費計	×××		
事業費計		×××	
2. 管理費 (注1)			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
.....	×××		
人件費計	×××		
(2) その他経費			
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
.....	×××		
その他経費計	×××		
管理費計		×××	
経常費用計			×××
当期経常増減額			×××

III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		×××	
.....		×××	
経常外収益計			×××
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		×××	
.....		×××	
経常外費用計			×××
当期正味財産増減額			×××
前期繰越正味財産額 (注2)			×××
次期繰越正味財産額 (注3)			×××

※ 今年度はその他の事業を実施していません。(注4)

(注1) 人件費とその他経費に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載する。

(注2) 前事業年度活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認すること。

(注3) 貸借対照表の「正味財産合計」と金額が一致することを確認すること。

(注4) その他の事業を定款で掲げていない法人はこの脚注は不要。

(法第28条第1項関係様式例・その他の事業がある場合)

〇〇年度 活動計算書
 ××年×月×日から××年×月×日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇
 (単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業 (注5)	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	×××		×××
.....	×××		×××
2. 受取寄附金			
受取寄附金	×××		×××
.....	×××		×××
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	×××		×××
.....	×××		×××
4. 事業収益			
〇〇事業収益	×××		×××
△△事業収益		×××	×××
5. その他収益			
受取利息	×××		×××
雑収益	×××		×××
.....	×××		×××
経常収益計	×××	×××	×××
II 経常費用			
1. 事業費 (注1)			
(1) 人件費			
給料手当	×××	×××	×××
法定福利費	×××	×××	×××
退職給付費用	×××		×××
福利厚生費	×××	×××	×××
.....	×××		×××
人件費計	×××	×××	×××
(2) その他経費			
会議費	×××		×××
旅費交通費	×××	×××	×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....	×××	×××	×××
その他経費計	×××	×××	×××
事業費計	×××	×××	×××
2. 管理費 (注1)			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		×××
給料手当	×××		×××
法定福利費	×××		×××
退職給付費用	×××		×××
福利厚生費	×××		×××
.....	×××		×××
人件費計	×××		×××
(2) その他経費			
会議費	×××		×××
旅費交通費	×××		×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....	×××		×××
その他経費計	×××		×××
管理費計	×××		×××
経常費用計	×××	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××	×××

III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	×××		×××
.....	×××		×××
経常外収益計	×××		×××
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	×××		×××
.....	×××		×××
経常外費用計	×××		×××
経理区分振替額 (注2)	×××	△×××	×××
当期正味財産増減額	×××	×××	×××
前期繰越正味財産額 (注3)			×××
次期繰越正味財産額 (注4)			×××

(注1) 人件費とその他経費に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載する。

(注2) その他の事業で得た利益の振替額を記載する。

(注3) 前事業年度活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認すること。

(注4) 貸借対照表の「正味財産合計」と金額が一致することを確認すること。

(注5) その他の事業を実施していない場合は、「その他の事業」欄の数字をすべて「0」とする。

(法第28条第1項関係様式例)

年間役員名簿

年 月 日から 年 月 日まで

(特定非営利活動法人の名称)

役名	氏名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた期間
理事			年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事				
・・・				
監事				
・・・				

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 「役名」の欄には、理事、監事の別を記載する。
- 3 「住所又は居所」の欄には、青森県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載する。
- 4 「就任期間」の欄には、左に記載された役員全員について記載し、「報酬を受けた期間」の欄については、報酬を受けたことがある役員のみについて記載する。

役員の変更等届出時に提出する書類

提出書類	提出部数	参照ページ	チェック欄
役員の変更等届出書（第4号様式）	1部	資料31	
就任承諾書及び誓約書の謄本 （注）役員が新たに就任した場合に限り、提出する。	1部	資料5	
役員の住所又は居所を証する書面 （注）役員が新たに就任した場合に限り、提出する。	1部	（※）	
変更後の役員名簿	2部	資料4	

（※）住民票の写し等（県施行条例第2条第2項参照）

青森県知事

殿

((認定 (仮認定)) 特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

役 員 の 変 更 等 届 出 書

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法((第 62 条において準用する同法) 第 52 条第 1 項の規定により読み替えて適用される同法) 第 23 条第 1 項の規定により、届け出ます。

変更年月日 変更事項	役 名	氏 名	住所又は居所

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。
- 2 「変更事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所 (又は居所) の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足りる。
- 3 「役名」の欄には、理事、監事の別を記載すること。
- 4 改姓又は改名の場合には、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。
- 5 「住所又は居所」の欄には、青森県特定非営利活動促進法施行条例第 2 条第 2 項各号に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載すること。
- 6 変更後の役員名簿(役員の名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)(法第 23 条第 1 項) [2 部 (法第 52 条第 1 項の所轄庁以外の関係知事への提出に係るものは、1 部)] を添付すること。
- 7 役員が新たに就任した場合 (任期満了と同時に再任された場合を除く。) は、次に掲げる書類を添付すること。
 - ①当該各役員が法第 20 条各号に該当しないこと及び法第 21 条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本 (法第 23 条第 2 項)
 - ②当該各役員の住所又は居所を証する書面 (法第 23 条第 2 項)

定款変更申請時に提出する書類

提出書類	提出部数	参照ページ	チェック欄
定款変更認証申請書（第5号様式）	1部	資料34	
定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本	1部	資料36	
変更後の定款	2部	—	
定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書 （注）行う事業の変更を伴う定款の変更である場合に限り、提出する。	2部	資料11	
定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書 （注）行う事業の変更を伴う定款の変更である場合に限り、提出する。	2部	資料 12～15	
役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿） （注）所轄庁の変更を伴う定款の変更である場合に限り、提出する。	2部	資料4	
確認書 （注）所轄庁の変更を伴う定款の変更である場合に限り、提出する。	1部	資料7	
前事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書（設立後これらの書類が作成されるまでの間は、成立時の事業計画書、活動予算書、財産目録） （注）所轄庁の変更を伴う定款の変更である場合に限り、提出する。	各1部	資料21 資料22 資料23 資料 24～27	

定款変更申請書類補正時に提出する書類

提出書類	提出部数	参照ページ	チェック欄
定款変更認証書等補正書（第6号様式）	1部	資料37	
補正後の書類（なお、以下の書類の場合は2部）	1部		
変更後の定款	2部	—	
定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書 （注）行う事業の変更を伴う定款の変更である場合に限り、提出する。	2部	資料11	
定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書 （注）行う事業の変更を伴う定款の変更である場合に限り、提出する。	2部	資料12～15	
役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿） （注）所轄庁の変更を伴う定款の変更である場合に限り、提出する。	2部	資料4	

定款変更届出時に提出する書類（軽微な変更の場合）

提出書類のリスト	提出部数	参照ページ	チェック欄
定款変更届出書（第7号様式）	1部	資料38	
定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本	1部	資料36	
変更後の定款	2部	—	

※ 軽微な変更

1. 事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
2. 役員の定数
3. 資産に関する事項
4. 会計に関する事項
5. 事業年度
6. 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものを除く。）
7. 公告の方法

青森県知事

殿

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

印

電話番号

定款変更認証申請書

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。
- 2 1には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記載すること。
- 3 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（法第25条第4項）〔1部〕、変更後の定款（法第25条第4項）〔2部〕並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。）（当該定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。）（法第25条第4項）〔2部〕を添付すること。
- 4 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、3に掲げる書類のほか次に掲げる書類を添付すること。
 - ①役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（法第26条第2項）〔2部〕
 - ②法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（法第26条第2項）
 - ③直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の事業計画書、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録）（法第26条第2項）

- 5 認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人の所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、4に掲げる書類のほか次に掲げる書類を添付すること。
- ①法第44条第2項の規定により所轄庁に提出した同項第1号に規定する寄附者名簿その他の同項各号に掲げる添付書類の写し（特定非営利活動促進法施行規則第30条第1号）
 - ②認定（仮認定）に関する書類の写し（特定非営利活動促進法施行規則第30条第2号）
 - ③（法第62条において準用する）法第55条第1項の規定により所轄庁に提出した直近の法第54条第2号から第4号までに掲げる書類の写し（特定非営利活動促進法施行規則第30条第3号）
 - ④（法第62条において準用する）法第55条第2項の規定により所轄庁に提出した直近の法第54条第3項及び第4項の書類の写し（特定非営利活動促進法施行規則第30条第4号）
- 6 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(法第25条第4項関係様式例)

特定非営利活動法人〇〇〇〇第××回総会議事録

- 1 日 時
- 2 場 所
- 3 出席者数 社員総数〇人のうち〇人出席（うち書面表決者〇人、表決委任者〇人）
- 4 審議事項

- ・ 社員総数及び定款変更議決に必要な定足数の確認
- ・ 定款変更に関する事項
- ・ 事業計画及び活動予算に関する事項（行う事業の変更の場合）
- ・ 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することの確認（所轄庁の変更を伴う場合）

等

- 5 議事の経過の概要及び議決の結果
- 6 議事録署名人の選任に関する事項

以上、この議事録が正確であることを証します。

年 月 日

議 長
議事録署名人
同

印
印
印

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 3には、書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記する。

(施行細則第 6 号様式)

年 月 日

青森県知事

殿

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

印

電話番号

定款変更認証申請書等補正書

年 月 日に提出した(補正する書類の名称)に不備があるので、特定非営利活動促進法第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 3 項の規定により、下記のとおり補正します。

記

補正の内容

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。
- 2 補正の内容には、補正した箇所について、補正後と補正前の記載の違いを明らかにした補正の前後の内容の対照表を記載すること。
- 3 補正書には、補正後の申請書及び書類 [次に掲げる書類は、2 部] を添付すること。
 - ①補正後の変更後の定款
 - ②補正後の当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書 (その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。)
 - ③補正後の役員名簿 (役員の名氏及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)
- 4 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(施行細則第7号様式)

年 月 日

青森県知事

殿

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

定款変更届出書

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法（（第62条において準用する同法）第52条第1項の規定により読み替えて適用される同法）第25条第6項の規定により、届け出ます。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。
- 2 1には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載し、併せて、変更した時期を記載すること。
- 3 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（法第25条第6項）〔1部〕及び変更後の定款（法第25条第6項）〔2部（法第52条第1項の所轄庁以外の関係知事への提出に係るものは、1部）〕を添付すること。

定款変更に係る登記をした後に提出する書類

提出書類	提出部数	参照ページ	チェック欄
定款の変更の登記完了提出書	1部	資料40	
登記事項証明書	1部	—	
登記事項証明書のコピー	1部	—	

(法第 25 条第 7 項、施行細則第 8 条関係様式例)

年 月 日

青森県知事

殿

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

定款の変更の登記完了提出書

定款の変更に係る登記を行ったので、特定非営利活動促進法第 25 条第 7 項及び青森県特定非営利活動促進法施行細則第 8 条第 2 項の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 当該登記をしたことを証する登記事項証明書（法第 25 条第 7 項）
- 2 当該登記をしたことを証する登記事項証明書の写し（細則第 8 条第 2 項）

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

合併申請時に提出する書類

提出書類	提出部数	参照ページ	チェック欄
合併認証申請書（第15号様式）	1部	資料42	
合併の議決をした社員総会の議事録の謄本	1部	※資料9・10	
定款	2部	本編16	
役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	2部	資料4	
就任承諾書及び誓約書の謄本	1部	資料5	
役員の住所又は居所を証する書面	1部	（注1）	
社員のうち10人以上の者の名簿（氏名（法人にあってその名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面）	1部	資料6	
確認書	1部	※資料7	
合併趣旨書	2部	※資料8	
合併の初年及び翌年（当初の事業年度及び翌事業年度）の事業計画書	2部	※資料11	
合併の初年及び翌年（当初の事業年度及び翌事業年度）の活動予算書	2部	※資料12～15	

（注1）住民票の写し等（県施行条例第2条第2項参照）

（注2）※の資料は、「設立」を「合併」に読み替えて参照してください。

合併申請書類補正時に提出する書類

提出書類	提出部数	参照ページ	チェック欄
合併認証申請書等補正書（第16号様式）	1部	資料44	
補正後の書類（以下の書類以外）	1部		
定款	2部	本編16	
役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	2部	資料4	
合併趣旨書	2部	※資料8	
合併の初年及び翌年（当初の事業年度及び翌事業年度）の事業計画書	2部	※資料11	
合併の初年及び翌年（当初の事業年度及び翌事業年度）の活動予算書	2部	※資料12～15	

（注）※の資料は、「設立」を「合併」に読み替えて参照してください。

年 月 日

青森県知事 殿

(合併しようとする特定非営利活動法人(甲)の名称)

代表者氏名 印

電話番号

(合併しようとする特定非営利活動法人(乙)の名称)

代表者氏名 印

電話番号

合併認証申請書

特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、下記のとおり合併することについて、認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 合併後存続する(合併によって設立する)特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。
- 2 3及び4には、事務所の所在地の町名及び地番まで記載すること。
- 3 申請書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - ①合併の議決をした社員総会の議事録の謄本(法第34条第4項)
 - ②定款(法第10条第1項第1号)[2部]
 - ③役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)(法第10条第1項第2号イ)[2部]
 - ④各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本(法第10条第1項第2号ロ)
 - ⑤各役員の住所又は居所を証する書面(法第10条第1項第2号ハ)
 - ⑥社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面(法第10条第1項第3号)
 - ⑦法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面(法第10条第1項第4号)
 - ⑧合併趣旨書(法第10条第1項第5号)[2部]

- ⑨合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（法第10条第1項第7号）〔2部〕
 - ⑩合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。）（法第10条第1項第8号）〔2部〕
- 4 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(施行細則第16号様式)

年 月 日

青森県知事

殿

(合併しようとする特定非営利活動法人(甲)の名称)

代表者氏名 印

電話番号

(合併しようとする特定非営利活動法人(乙)の名称)

代表者氏名 印

電話番号

合併認証申請書等補正書

年 月 日に提出した(補正する書類の名称)に不備があるので、特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第3項の規定により、下記のとおり補正します。

記

補正の内容

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。
- 2 補正の内容には、補正した箇所について、補正後と補正前の記載の違いを明らかにした補正の前後の内容の対照表を記載すること。
- 3 補正書には、補正後の申請書及び書類〔次に掲げる書類は、2部〕を添付すること。
 - ①補正後の定款
 - ②補正後の役員名簿(役員の名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)
 - ③補正後の合併趣旨書
 - ④補正後の合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
 - ⑤補正後の合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書(その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。)
- 4 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

計算書類等作成の留意事項

I 計算書類等

1. 計算書類の体系等

(1) 計算書類の体系

改正法においては、活動計算書及び貸借対照表を計算書類とし、また財産目録はこれらを補完する書類としています。それぞれの位置付け・記載事項については以下のとおりです。

- ・ 活動計算書

事業年度におけるNPO法人の活動状況を表す計算書です。営利企業における損益計算書に相当するフローの計算書で、NPO法人の財務的生存力を把握しやすくするため、資金収支ベースの収支計算書から改めることとなったものです。受け取った会費や寄附金、事業の実施によって得た収益や、事業に要した費用、法人運営に要した費用等を記載します（資料54～57参照）。

- ・ 貸借対照表

事業年度末におけるNPO法人の全ての資産、負債及び正味財産の状態を示すもので、資金の調達方法（負債及び正味財産）及び保有方法（資産）から、NPO法人の財務状況を把握することができます。流動資産として現金預金、未収金、棚卸資産、前払金等を、固定資産として土地・建物、什器備品、長期貸付金等を、流動負債として短期借入金、未払金、前受金等を、固定負債として長期借入金、退職給付引当金等を記載します（資料58参照）。

- ・ 財産目録

計算書類を補完する書類として位置付けられるものです。科目等は貸借対照表とほぼ同じですが、その内容、数量等のより詳細な表示がされます。また、金銭評価ができない歴史的資料のような資産についても、金銭評価はないものの記載することは可能です（資料62参照）。

資料54～67は、現段階においてNPO法人の望ましい会計基準とみなされる「NPO法人会計基準」をベースとした計算書類等の標準的な科目例、様式例、記載例ですが、計算書類の作成に当たっては、これらに限定されるわけではなく、上記の位置付けに該当するものであれば足ります。例えば現金預金以外に資産や負債がないようなNPO法人においては、より簡易な記載で足りるなど、「NPO法人会計基準」に示されている他の様式・記載例等を参考にして作成することも可能です。

(2) 計算書類等の別葉表示

法第5条第2項において、「その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない」と区分経理について定めています。このため、従来、その他の事業を実施しているNPO法人に対しては、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び収支予算書について、特定非営利活動に係る事業のものとは別に、各々その他の事業に係るものの作成が求められてきました。しかし、法改正案の国会審議における貸借対照表の別葉表示の見直しに係る質疑等も踏まえながら、原則、全ての書類において別葉表示は求めないこととし、その他の事業に固有の資産（例：在庫

品としての棚卸資産等、本来事業に繰り入れることが困難なもの)で重要なものがある場合には、その資産状況を注記として記載することとします。一方、按分を要する共通的なものについては基本的には記載を求めないものの、重要性が高いものについては注記することとします(資料 59～61 参照)。

なお、活動計算書及び活動予算書については、別業表示は求めませんが、一つの書類の中で別欄表示し(資料 56～57 参照)、その他の事業を実施していない場合又は実施する予定がない場合については、脚注においてその旨を記載するか(資料 54～55 参照)、あるいはその他の事業の欄全てに「ゼロ」を記載します(資料 56～57 参照)。また、事業報告書においてもそのことを明らかにすることが望まれます。

2. 活動計算書

(1) 収支計算書との違い

従来フローの計算書として使用されてきた収支計算書は、NPO法人の会計方針で定められた資金の範囲に含まれる部分の動きを表すものです。これとは異なり、活動計算書はNPO法人の当期の正味財産の増減原因を示すフローの計算書で、法人の財務的生存力を把握する上で重要なものの一つであるといえます。当期の正味財産の動きを表す活動計算書においては、収支計算書における資金の範囲という概念は不要となり、ストックの計算書である貸借対照表との整合性を簡単に確認することができます。

また、固定資産の取得時において、収支計算書にはその購入時の支出額を計上しますが、活動計算書には支出額ではなく、取得した資産の減価償却費を計上する等の相違点も挙げられます。

(2) 事業費・管理費の費目別内訳、按分方法

事業費は、NPO法人が目的とする事業を行うために直接要する人件費及びその他経費をいいます。管理費は、NPO法人の各種の事業を管理するための費用で、総会及び理事会の開催運営費、管理部門に係る役職員の人件費、管理部門に係る事務所の賃借料及び光熱費等のその他経費をいいます。

現在、事業費・管理費の費目別内訳を表示していないNPO法人が多数ありますが、NPO法人間の比較可能性やNPO法人のマネジメント等の観点から、内訳の表示は必要であると考えられるため、事業費と管理費のそれぞれを人件費とその他経費に分類した上で、さらに形態別に分類して表示することとします。また、その費目については、資料 65～66 の科目例を参考に、NPO法人の実態に合わせて必要な費目のみ表示します。なお、複数の事業を実施している法人において、法人の判断により、その事業ごとの費用又は損益の状況を表示する場合には、活動計算書ではなく注記において表示します(資料 59～60 参照)。

また、事業費と管理費に共通する経費や複数の事業に共通する経費は、合理的に説明できる根拠に基づき按分される必要があり、恣意的な操作は排除されなければなりません。標準的な按分方法としては、以下のようなものが挙げられ、重要性が高いと認められるものについては、いずれの按分方法によっているかについて注記することが望まれます。

- ・ 従事割合(科目例:給与手当、旅費交通費等)

- ・ 使用割合（科目例：通信運搬費、消耗品費、水道光熱費、地代家賃等）
- ・ 建物面積比（科目例：水道光熱費、地代家賃、減価償却費、保険料等）
- ・ 職員数比（科目例：通信運搬費、消耗品費、水道光熱費、地代家賃等）

（3）ボランティアによる役務の提供等の取扱い

「NPO法人会計基準」では、ボランティアの受入れをした場合や無償又は著しく低い価格での施設の提供等の物的サービスを受けた場合において、従来どおり会計的に認識しない方法に加え、「合理的に算定できる場合」には注記でき、「客観的に把握できる場合」には注記に加えて活動計算書への計上も可能とされています（同基準 25, 26）。この点については、会計上認識可能である一方で、不明確な処理は避けられるべきであることなどの観点に鑑みて、計上する際には、収益と費用に両建てされているものが判別できるよう、それぞれ「ボランティア受入評価益」及び「ボランティア評価費用」として明示し、その金額換算の根拠についても注記の「内容」及び「算定方法」で明確にすることとします（資料 59～61 参照）。無償又は著しく低い価格での施設の提供等の物的サービスを受け入れた場合にも同様の会計処理が認められます。金額換算の根拠の具体例については、以下のとおりです（公益認定制度における算入実例より）。

- ・ 法人所在地における厚生労働省が公表している最低賃金（時間給）を従事時間数で乗じた額
- ・ 専門職の技能等の提供によるボランティアに関して、その専門職の標準報酬額をベースに時間給を算定し、それに従事時間を乗じた額

3. 貸借対照表

（1）資産等の表示方法

現在、資産等の表示の状況はNPO法人ごとに様々であるところ、以下のとおり整理されることが望ましいと考えられます。

ア 固定資産と消耗品費の相違

固定資産とは、販売を目的としない資産で、かつ決算日後1年以内に現金化される予定のない長期にわたって保有する資産のことをいいます。実務上は、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第133条を参考とし、1年を超える期間において使用する10万円以上の資産を固定資産とみなすのが、一般的な目安となっています。ただし、この目安は、10万円未満のものについては費用処理（消耗品費として計上）ができるということであり、必ずしも固定資産として扱えないわけではなく、前述の要件に該当する資産については固定資産となり得る点に留意が必要です。

イ 減価償却の方法

減価償却とは、固定資産の価値は時間の経過や使用によって減少していくという考えの下、貸借対照表に計上した固定資産の取得価額から、その使用期間（耐用年数）にわたって減額していく会計処理です。NPO法人がその活動に利用できる資産を明確に表示するという観点から、適切な処理が求められます。

この減価償却の方法には、主に「定率法」、「定額法」等があり、法人税法施行令第48条、

同第 48 条の 2 及び同第 133 条を参考とし、適用方法を選択します。

ウ 現物寄附を受けた固定資産等の取得価額

「NPO 法人会計基準」において、現物寄附を受けた固定資産等については、その取得時における公正な評価額を取得価額としています（同基準 24）。公正な評価額としては、市場価格によるほか、専門家による鑑定評価額や、固定資産税評価額等を参考に合理的に見積もられた価額等が考えられます。

エ 特定資産

「NPO 法人会計基準」において、特定の目的のための資産を有する場合には、特定資産として独立して表示することを求めており（同基準注解 13）、①寄附者により用途等が制約されている資産、②NPO 法人自ら特定資産と指定した資産が具体例として挙げられます（NPO 法人会計基準 ガイドライン Q & A 27-3）。

オ リース取引

リース取引については、事実上売買と同様の状態にあると認められる場合には、売買取引に準じて処理します。ただし、重要性が乏しい場合には、賃貸借取引に準じて処理することができるものとします。

カ 投資有価証券

長期に保有する有価証券のことで、投資有価証券を保有する NPO 法人は極めて少数であるのが現状ですが、保有する NPO 法人においては、他の会計基準を参照して独立して表示することが望まれます。

（2）チェックポイント

計算書類は、以下のように接続するものです。これらの点に注意して作成すべきことは、全ての NPO 法人に共通して認識されなければなりません。

- ・ 「前期繰越正味財産」と前期末の「正味財産の部」の合計額が一致
- ・ 「正味財産の部」の合計額と活動計算書の末尾（「次期繰越正味財産額」）が一致
- ・ 「資産合計」と「負債及び正味財産合計」が一致

4. 計算書類の注記

（1）注記の記載

現在、計算書類に注記を付している NPO 法人は多くありませんが、注記は計算書類と一体であり重要なものであるため、以下の項目については、該当がある場合には確実に注記することが必要です（資料 59～61 参照）。

ア 重要な会計方針

適用した会計基準、資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却の方法、引当金の計上基準、施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理方法、ボランティアによる役務の提供を受けた場合の会計処理の取扱い等、計算書類の作成に関する重要な会計方針

イ 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額

ウ 特定非営利活動に係る事業とその他の事業を区分するほかに、更に詳細に事業費の内訳又

は事業別損益の状況を記載する場合には、その内容

エ 施設の提供等の物的サービスを受けたことを計算書類に記載する場合には、受け入れたサービスの明細及び算定方法

オ ボランティアとして、活動に必要な役務の提供を受けたことを計算書類に記載する場合には、受け入れたボランティアの明細及び算定方法

カ 用途等が制約された寄附金等の内訳

キ 固定資産の増減内訳

ク 借入金の増減内訳

ケ 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者は、以下のいずれかに該当する者をいいます。

a. 役員及びその近親者（2親等内の親族）

b. 役員及びその近親者が支配している法人

なお、役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払並びにこれらに準ずる取引の注記は法人の任意とします。

コ その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

例えば、以下のような事項のうち重要性が高いと判断される事項が存在する場合には、当該事項を記載します。

- ・ 現物寄附の評価方法
- ・ 事業費と管理費の按分方法
- ・ 貸借対照表日後に発生した事象で、次年度以降の財産又は損益に影響を及ぼすもの（後発事象）
- ・ その他の事業に固有の資産を保有する場合はその資産の状況及び事業間で共通的な資産（後者については按分不要）

（２）注記の充実

注記における上記記載項目のうち、特にエ～カ及びケについては、活動規模が大きいなどの社会的責任の大きい法人等においては特に留意した記載が求められます。記載の際の留意事項は以下のとおりです。

- ・ エ及びオについては、計算書類等に記載する場合は、情報の利用者の便宜性に配慮し、当該金額の算定根拠が明らかになるように、詳細な記載をします（資料47参照）。
- ・ カについては、当期で収益として計上された用途等が制約された寄附金、補助金、助成金等が該当します。これらについては、その内容、正味財産に含まれる期首残高、当期増加額、当期減少額、正味財産に含まれる期末残高等を明確に記載します。
- ・ ケについては、その取引金額を確実に注記する必要があります。なお、取引の相手方との関係、取引内容、取引条件等についての記載は、法人の任意とします。

5. 財産目録

現在、「現金預金」としてその預金金融機関における口座番号、「電話加入権」としてその電話

番号、「車両」としてそのナンバー、「借入金」等としてその取引の相手方の個人名等、個人情報に関わると思われる情報まで財産目録に記載しているNPO法人が少なからず存在します。しかし、計算書類を補完する位置付けの書類とはいえ、法に基づいて外部公表される書類であるため、上記のような個人の特定につながる情報の記載までは必要としません。

また、前述のとおり、金銭評価ができない歴史的資料のような資産については、金額の代わりに「評価せず」として記載することができます（資料 62 参照）。

6. 活動予算書

NPO法人の計算書類である活動計算書の対の書類として位置付けられる活動予算書は、法人の設立申請時及び定款変更時に提出する必要があります。その表示方法や考え方については、対である活動計算書と基本的に同様とします（資料 54～57 参照）。

なお、予算上固定資産の取得や借入金の返済等の資金の増減を表現したい場合には、計算書類の注記における「固定資産の増減内訳」及び「借入金の増減内訳」の注記に準じて記載することが望まれます。

II 留意すべき会計上の取扱い

1. 用途等が制約された寄附金等の取扱い

(1) 用途等が制約された寄附金の取扱い

寄附金については、受け取ったときに「受取寄附金」として収益計上します。このうち用途等が制約された寄附金については、原則、その内容、正味財産に含まれる期首残高、当期増加額、当期減少額、正味財産に含まれる期末残高等を注記します（資料 54～57、60～61 参照）。

なお、用途等が制約された寄附金で重要性が高い場合には、一般正味財産と指定正味財産を区分して表示することが望ましいと考えられます。これは、当期に用途の制約が解除された収益とそうでない収益を分けて表示したほうが、当該法人の財務状況・活動状況をよりの確に把握することができるからであり、複数事業年度にまたがらないものや、重要性が高くないものまで区分表示を求める必要はないと考えられます。

また、「重要性」が高いと判断される寄附金には、例えば以下のようなものが考えられます。

- ・ 用途が震災復興に制約され、複数事業年度にまたがって使用することが予定されている寄附金
- ・ 奨学金給付事業のための資産として、元本を維持して、あるいは漸次取り崩して給付に充てることを指定された寄附金

(2) 対象事業及び実施期間が定められている補助金、助成金等の取扱い

対象事業等が定められた補助金等は、用途等が制約された寄附金等として扱い、当期に使用した額は収益（受取補助金等）として活動計算書に計上し、その内容、正味財産に含まれる期首残高、当期増加額、当期減少額、正味財産に含まれる期末残高等を注記で表示します（資料 54～55、58、59～61 参照）。なお重要性が高い場合には、寄附金と同様に、正味財産を一般正味財産、指定正味財産に区分し、当該補助金等を指定正味財産に計上することが望まれます。

対象事業及び実施期間が定められ、かつ未使用額の返還義務が規定されている補助金等につ

いて、実施期間の途中で事業年度末が到来した場合の未使用額は、当期の収益には計上せず、前受補助金等として処理します。

また、実施期間の終了時に補助金等と対象事業の費用との間で差額が生じた場合には、当該差額は前受補助金等ではなく未払金として処理し、この負債は返還した時点で消滅します。

2. 会費の計上方法

会費と寄附金の差異については、これらの違いを十分に理解せずに会費を寄附金として扱くと、誤った計算により認定基準の一つである要件（PST（パブリック・サポート・テスト）要件；市民から広く支持を得ているとみなす基準）を充たしてしまうこととなり、NPO法人全体の信頼性の低下につながるおそれがあります。会費とは、税務上、サービス利用の対価又は会員たる地位にある者が会を成り立たせるために負担するものとされており、直接の反対給付がない経済的利益の供与である寄附金とは基本的に異なるものとされています。

なお実態的には、会費として扱われているものには、①社員（正会員）たる地位にある者が会を成り立たせるために負担すべきもの（「正会員受取会費」等）、②支出する側に任意性があり、直接の反対給付がない経済的利益の供与としての寄附金の性格を持つもの（いわゆる「賛助会員受取会費」等）、③サービス利用の対価としての性格を持つもの（例えば「〇〇利用会員受取会費」等）、の3つに分けられます。③に関しては、活動計算書において、事業収益として計上します。また、将来的には一つの「会費」の中に、①と②、②と③というように複数の性格を持つものがある場合には、その性格によって、明確に区分して計算書類に計上することが望まれます。

3. 認定NPO法人についての留意事項

（1）認定NPO法人の会計処理

認定NPO法人は、税務上の優遇措置の下に広く市民から寄附等を受けて活動を行うものであり、寄附や資金の使い方等について高い透明性をもって情報提供するよう努める責務を負うものと考えられます。こうした意味で、認定NPO法人においては、重要性が高いと判断される事項については、計算書類における詳細な表示、注記の充実を図ることが望まれます。

認定NPO法人において、重要性の適用に当たって一定の配慮が必要と考えられる事項としては、以下のようなものが挙げられます。

- ・ ボランティア等を計上する場合の金額換算方法（資料59～60の注記4、5参照）
- ・ 使途等が制約された寄附金等（対象事業及び実施期間が定められている補助金等を含む）の内容、使用状況（資料60の注記6参照）
- ・ 事業費と管理費の按分方法（資料61の注記10参照）
- ・ 会費の計上方法（資料54～55、65～66参照。注記項目ではない）
- ・ 現物寄附の評価方法（資料61の注記10参照）
- ・ 関連当事者間取引（資料60の注記9参照）

（2）認定NPO法人の会計処理と認定事務の双方に関連する事項の取扱い

発生主義による会計処理を採用する法人が認定制度に基づく認定を受ける（受けている）場

合、現金主義・発生主義の併存を許容しながら運用されている認定制度の実務に基づき提出される行政上の書類と会計書類との間で差異が生ずることが考えられます。

この点については、計算書類は、法人自身のマネジメントや対外的説明責任の基本となるものであり、計算書類と認定申請等のための行政上の書類とは基本的に整合的であることが望ましいと考えられますが、認定行政上の必要性に照らして合理的な差異が生ずることはあり得るものと考えられ、会計の明確化の在り方はそれとは切り離して考えられるべきものです。

4. 経過措置

「NPO法人会計基準」を適用するに当たっての経過措置については、以下のとおりとします。

ア 過年度分の減価償却費

減価償却を行っていないNPO法人においては、原則として適用初年度に過年度分の減価償却費を計上します。この場合、過年度の減価償却費については、活動計算書の経常外費用に「過年度損益修正損」として表示します。ただし、「過年度損益修正損」に該当する費用が減価償却費だけである場合は、「過年度減価償却費」として表示することも可能です。

過年度分の減価償却費を一括して計上せず、適用初年度の期首の帳簿価額を取得価額とみなし、当該適用初年度を減価償却の初年度として、以後継続的に減価償却することも認めます。なお、この場合に適用する耐用年数は、新規に取得した場合の耐用年数から経過年数を控除した年数とし、その旨を重要な会計方針として注記します。

また、購入時に費用処理し、資産に計上していないものについては、過年度分に関しては考慮せずに、適用初年度に購入したものから資産計上します。

イ 退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異

退職給付会計については、全てのNPO法人に導入を求めるものではありません。

ただし、この機会に退職給付会計を新たに導入しようとする法人における会計基準変更時差異については、他の会計基準と同様に、適用初年度から15年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理すべきです。この処理は、会計基準変更時に一括して経常外費用の過年度損益修正額として計上することも含まれます。なお、既に退職給付会計の導入が行われているNPO法人においては、従前の費用処理方法により引き続き行います。

ウ 過年度分の収支計算書の修正

従来の収支計算書から活動計算書への変更については、制度改正に基づくものであり、継続性の原則に反するものではないため、表示方法の変更等について遡って修正を行う必要はありません。

エ 正味財産の区分

「NPO法人会計基準」へ移行した上で、正味財産を基本的には区分して記載することとした場合、適用初年度以降区分することとし、遡って修正を行う必要はありません。

オ 適用初年度における「前期繰越正味財産額」

「NPO法人会計基準」適用初年度における活動計算書上の「前期繰越正味財産額」は、前事業年度の貸借対照表における「正味財産合計」を記載することとします。

カ 収支予算書及び収支計算書による代替

改正法の附則では、当分の間、活動予算書、活動計算書に代えて従来 of 収支予算書、収支計算書を作成、提出することを認めています。このため、当分の間は、従来 of NPO 法人 of 会計処理（従来 of 手引きに基づくものを含む）によって、収支予算書、収支計算書 of 提出が認められます。

様式例・記載例（法第28条第1項「前事業年度の計算書類（活動計算書）」）

〇〇年度 活動計算書

××年×月×日から××年×月×日まで

当該事業年度の自至年月日を記載

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目		金額	
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	×××		
賛助会員受取会費	×××		
.....	×××		×××
2. 受取寄附金			
受取寄附金	×××		
施設等受入評価益	×××		
.....	×××		×××
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	×××		
.....	×××		×××
4. 事業収益			
〇〇事業収益			×××
5. その他収益			
受取利息	×××		
雑収益	×××		
.....	×××		×××
経常収益計			×××
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
.....	×××		
人件費計			×××
(2) その他経費			
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
施設等評価費用	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
.....	×××		
その他経費計			×××
事業費計			×××
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
.....	×××		
人件費計			×××
(2) その他経費			
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
.....	×××		
その他経費計			×××
管理費計			×××
経常費用計			×××
当期経常増減額			×××
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			×××
.....			×××

経常外収益計			×××
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		×××	
.....		×××	
経常外費用計			×××
税引前当期正味財産増減額			×××
法人税、住民税及び事業税			×××
当期正味財産増減額			×××
前期繰越正味財産額			×××
次期繰越正味財産額			×××

前事業年度活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する

貸借対照表の「正味財産合計」と金額が一致することを確認する

※ 今年度はその他の事業を実施していません。

その他の事業を定款で掲げていない法人はこの脚注は不要

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れた場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい。表示例は以下のとおり。

(一般正味財産増減の部)			
I 経常収益			
1. 受取寄附金			
受取寄附金振替額		×××	
.....			
II 経常費用			
2. 事業費			
援助用消耗品費		×××	
.....			
(指定正味財産増減の部)			
受取寄附金			
.....			
一般正味財産への振替額	△	×××	

用途等の制約が解除されたことによる指定正味財産から一般正味財産への振替額

「受取寄附金振替額」と同額をマイナス計上

〇〇年度 活動計算書

当該事業年度の自至年月日を記載

××年×月×日から××年×月×日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	×××		×××
.....	×××		×××
2. 受取寄附金			
受取寄附金	×××		×××
施設等受入評価益	×××		×××
.....	×××		×××
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	×××		×××
.....	×××		×××
4. 事業収益			
〇〇事業収益	×××		×××
△△事業収益		×××	×××
5. その他収益			
受取利息	×××		×××
雑収益	×××		×××
.....	×××		×××
経常収益計	×××	×××	×××
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	×××	×××	×××
法定福利費	×××	×××	×××
退職給付費用	×××		×××
福利厚生費	×××	×××	×××
.....	×××		×××
人件費計	×××	×××	×××
(2) その他経費			
会議費	×××		×××
旅費交通費	×××	×××	×××
施設等評価費用	×××		×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....	×××	×××	×××
その他経費計	×××	×××	×××
事業費計	×××	×××	×××
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		×××
給料手当	×××		×××
法定福利費	×××		×××
退職給付費用	×××		×××
福利厚生費	×××		×××
.....	×××		×××
人件費計	×××		×××
(2) その他経費			
会議費	×××		×××
旅費交通費	×××		×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....	×××		×××
その他経費計	×××		×××
管理費計	×××		×××
経常費用計	×××	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××	×××

III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	×××		×××
.....	×××		×××
経常外収益計	×××		×××
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	×××		×××
.....	×××		×××
経常外費用計	×××		×××
経理区分振替額	×××	△×××	×××
当期正味財産増減額	×××	×××	×××
前期繰越正味財産額			×××
次期繰越正味財産額			×××

その他の事業で
得た利益の振替
額

貸借対照表の「正味
財産合計」と金額が
一致することを確認
する

前事業年度活動計
算書の「次期繰越
正味財産額」と金
額が一致すること
を確認する

貸借対照表を別
葉表示しないこ
ととする場合に
は、正味財産額
の内訳は表示さ
れない

その他の事業を実施して
いない場合は、「その他
の事業」欄の数字をすべ
てゼロとする、あるいは
P167の様式例を使い、脚
注に「※今年度はその他
の事業を実施していませ
ん。」と明記する

様式例・記載例（法第28条第1項「前事業年度の計算書類（貸借対照表）」）

〇〇年度 貸借対照表
××年×月×日現在

当該事業年度の末日を記載する

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	×××		
未収金	×××		
.....	×××		
流動資産合計		×××	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
車両運搬具	×××		
什器備品	×××		
.....	×××		
有形固定資産計	×××		
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア	×××		
.....	×××		
無形固定資産計	×××		
(3) 投資その他の資産			
敷金	×××		
〇〇特定資産	×××		
.....	×××		
投資その他の資産計	×××		
固定資産合計		×××	
資産合計			×××
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	×××		
前受民間助成金	×××		
.....	×××		
流動負債合計		×××	
2. 固定負債			
長期借入金	×××		
退職給付引当金	×××		
.....	×××		
固定負債合計		×××	
負債合計			×××
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		×××	
当期正味財産増減額		×××	
正味財産合計			×××
負債及び正味財産合計			×××

「負債及び正味財産合計」と金額が一致することを確認する

前事業年度貸借対照表の「正味財産合計」と金額が一致することを確認する

「資産合計」と金額が一致することを確認する

活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れた場合は、「III 正味財産の部」を「指定正味財産」と「一般正味財産」に区分して表示することが望ましい。表示例は以下のとおり。

I 資産の部	
1 流動資産	
.....	
II 負債の部	
.....	
III 正味財産の部	
1 指定正味財産	
指定正味財産合計	×××
2 一般正味財産	
一般正味財産合計	〇〇〇

用途等が制約された寄附金等の残高を記載

様式例・記載例（法第28条第1項「前事業年度の計算書類（計算書類の注記）」）

計算書類の注記

以下に示すものは、想定される注記を例示したものです。該当事項がない場合は記載不要です。

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
.....

どの会計基準に基づいて作成したか記載する

(2) 固定資産の減価償却の方法
.....

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき当期末に発生していると認められる金額を計上しています。なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算しています。

・〇〇引当金
.....

(4) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

施設の提供等の物的サービスの受入れは、活動計算書に計上しています。

また計上額の算定方法は「4. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」に記載しています。

(5) ボランティアによる役務の提供

ボランティアによる役務の提供は、「5. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として注記しています。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

消費税を購入価格や販売価格に含めて記帳する方法である「税込方式」と、消費税を支払ったり受け取ったりする都度、区分して経理する方法である「税抜方式」のどちらによっているかを記載する

2. 会計方針の変更
.....

事業費のみの内訳を表示することも可能。事業を区分していない法人については記載不要

3. 事業別損益の状況

(単位：円)

科目	A事業費	B事業費	C事業費	D事業費	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益							
1. 受取会費						×××	×××
2. 受取寄附金	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
3. 受取助成金等	×××	×××	×××	×××	×××		×××
4. 事業収益	×××	×××	×××	×××	×××		×××
5. その他収益						×××	×××
経常収益計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
II 経常費用							
(1) 人件費							
給料手当	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
臨時雇賃金	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
人件費計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
(2) その他経費							
業務委託費	×××	×××	×××	×××	×××		×××
旅費交通費	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
その他経費計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
経常費用計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

4. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳

(単位：円)

内容	金額	算定方法
〇〇体育館の無償利用	×××	〇〇体育館使用料金表によっています。

合理的な算定方法を記載する（活動計算書に計上する場合は客観的な算定方法）

5. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳
(単位：円)

内容	金額	算定方法
○事業相談員 ■名×■日間	×××	単価は××地区の最低賃金によって算定しています。

合理的な算定方法を記載する（活動計算書に計上する場合は客観的な算定方法）

6. 用途等が制約された寄附金等の内訳

用途等が制約された寄附金等の内訳（正味財産の増減及び残高の状況）は以下の通りです。
当法人の正味財産は×××円ですが、そのうち×××円は、下記のように用途が特定されています。
したがって用途が制約されていない正味財産は×××円です。

(単位：円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
○地震被災者 援助事業	×××	×××	×××	×××	翌期に使用予定の支援用資金
△△財団助成 ××事業	×××	×××	×××	×××	助成金の総額は×××円です。活動計算書に計上した額×××円との差額×××円は前受助成金として貸借対照表に負債計上しています。
合計	×××	×××	×××	×××	

対象事業及び実施期間が定められ、未使用額の返還義務が規定されている助成金・補助金を前受経理をした場合、「当期増加額」には、活動計算書に計上した金額を記載する。助成金・補助金の総額は「備考」欄に記載する

7. 固定資産の増減内訳

(単位：円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
什器備品	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
無形固定資産						
.....	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
投資その他の資産						
.....	×××	×××	×××	×××		×××
合計	×××	×××	×××	×××	△×××	×××

8. 借入金の内訳

(単位：円)

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
長期借入金	×××	×××	×××	×××
役員借入金	×××	×××	×××	×××
合計	×××	×××	×××	×××

9. 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下の通りです。

(単位：円)

科目	計算書類に計上された金額	内役員及び近親者との取引
(活動計算書)		
受取寄附金	×××	×××
委託料	×××	×××
活動計算書計	×××	×××
(貸借対照表)		
未払金	×××	×××
役員借入金	×××	×××
貸借対照表計	×××	×××

10. その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

・ 現物寄附の評価方法

現物寄附を受けた固定資産の評価方法は、固定資産税評価額によっています。

重要性が高いと判断される場合に記載する

・ 事業費と管理費の按分方法

各事業の経費及び事業費と管理費に共通する経費のうち、給料手当及び旅費交通費については従事割合に基づき按分しています。

重要性が高いと判断される場合に記載する

・ 重要な後発事象

平成××年×月×日、〇〇事業所が火災により焼失したことによる損害額は××円、保険の契約金額は××円です。

貸借対照表日後に発生した事象で、次年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼすもの（例：自然災害等による重大な損害の発生、重要な係争事件の発生又は解決、主要な取引先の倒産等）について記載する

・ その他の事業に係る資産の状況

その他の事業に係る資産の残高は、土地・建物が××円、棚卸資産が××円です。
特定非営利活動に係る事業・その他の事業に共通で使用している重要な資産は土地・建物が××円です。

その他の事業に固有の資産で重要なもの及び特定非営利活動に係る事業・その他の事業に共通で使用している重要な資産の残高状況について記載する

様式例・記載例（法第28条第1項「前事業年度の財産目録」）

〇〇年度 財産目録
××年×月×日現在

当該事業年度の末日を記載する

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		基本的に貸借対照表上の金額と同じ金額を記載する
手元現金	×××	
××銀行普通預金	×××	
未収金		
××事業未収金	×××	
流動資産合計		×××
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		金銭評価ができない資産については「評価せず」として記載できる
什器備品		
パソコン1台	×××	
応接セット	×××	
.....	×××	
歴史的資料	評価せず	
.....	×××	
有形固定資産計	×××	
(2) 無形固定資産		
ソフトウェア		
財務ソフト	×××	
.....	×××	
無形固定資産計	×××	
(3) 投資その他の資産		
敷金	×××	
〇〇特定資産		
××銀行定期預金	×××	
.....	×××	
投資その他の資産計	×××	
固定資産合計		×××
資産合計		×××
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金		×××
事務用品購入代	×××	
.....	×××	
預り金		
源泉所得税預り金	×××	
.....	×××	
流動負債合計		×××
2. 固定負債		
長期借入金	×××	×××
××銀行借入金	×××	
.....	×××	
.....	×××	
固定負債合計		×××
負債合計		×××
正味財産		×××

計算書類等の記載例

活動計算書

××年××月××日から××年××月××日まで
 特定非営利活動法人〇〇〇〇
 (単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費	750,000	
2. 受取寄附金	290,000	
3. その他収益	10,000	
経常収益計		1,050,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
臨時雇賃金	200,000	
人件費計	200,000	
(2) その他経費		
旅費交通費	300,000	
通信運搬費	100,000	
その他経費計	400,000	
事業費計		600,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
印刷製本費	150,000	
通信運搬費	100,000	
減価償却費	50,000	
雑費	50,000	
その他経費計	350,000	
管理費計		350,000
経常費用計		950,000
当期正味財産増減額		100,000
前期繰越正味財産額		450,000
次期繰越正味財産額		550,000

受取会費は確実に入金されることが明らかな場合を除き、実際に入金したときに計上する。詳細は「実務担当者のためのガイドライン」(平成23年11月20日 NPO法人会計基準協議会。以下「ガイドライン」という) Q&A12-1~12-3 参照

経常費用は、「事業費」と「管理費」に分ける。事業費と管理費の意味については、12(2)及びガイドラインQ&A14-1、事業費と管理費の按分の方法については、12(2)及びガイドラインQ&A14-2を参照

「事業費」と「管理費」について、それぞれに「人件費」と「その他経費」に分けた上で、その形態(旅費交通費、通信運搬費、印刷製本費、減価償却費、雑費)を事業費と管理費に振り分ける。ただし、人件費については、人件費計として示す。また、人件費計の中には、臨時雇賃金、人件費計、その他経費計、事業費計、管理費計、経常費用計、当期正味財産増減額、前期繰越正味財産額、次期繰越正味財産額が記載されている。また、人件費計の中には、臨時雇賃金、人件費計、その他経費計、事業費計、管理費計、経常費用計、当期正味財産増減額、前期繰越正味財産額、次期繰越正味財産額が記載されている。また、人件費計の中には、臨時雇賃金、人件費計、その他経費計、事業費計、管理費計、経常費用計、当期正味財産増減額、前期繰越正味財産額、次期繰越正味財産額が記載されている。

現預金以外に資産・負債がない場合には、当期の現預金の増減額を表す

前事業年度活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する

貸借対照表

××年××月××日現在
 特定非営利活動法人〇〇〇〇
 (単位:円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	300,000	
流動資産合計		300,000
2. 固定資産		
有形固定資産		
什器備品	250,000	
固定資産合計		250,000
資産合計		550,000
II 負債の部		
1. 流動負債		
流動負債合計		0
2. 固定負債		
固定負債合計		0
負債合計		0
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産	450,000	
当期正味財産増加額	100,000	
正味財産合計		550,000
負債及び正味財産合計		550,000

活動計算書の「次期繰越正味財産額」と、貸借対照表の「正味財産の部」の合計額は一致することを確認する

財産目録
 ××年××月××日現在

特定非営利活動法人〇〇〇〇
 (単位：円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
〇〇銀行普通預金	300,000	
流動資産合計		300,000
2. 固定資産		
有形固定資産		
什器備品		
パソコン1台	250,000	
固定資産合計		250,000
資産合計		550,000
II 負債の部		
1. 流動負債		
流動負債合計		0
2. 固定負債		
固定負債合計		0
負債合計		0
正味財産		550,000

口座番号の記載は不要

計算書類の注記

該当する項目のみ記載する

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

- (1) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産は、定額法で償却をしています。
- (2) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

「重要な会計方針」の一番最初に、この計算書類をどの会計基準に基づいて作成したか記載する

2. 固定資産の増減の内訳

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
什器備品		300,000		300,000	△ 50,000	250,000
合計		300,000	0	300,000	△ 50,000	250,000

活動計算書（活動予算書）の科目例

以下に示すものは、一般によく使われると思われる科目のうち、主なものを例示したものです。したがって、該当がない場合は使用する必要はありませんし、利用者の理解に支障がなければまとめても構いません。また、適宜の科目を追加することができます。

勘定科目	科目の説明
I 経常収益	
1. 受取会費	
正会員受取会費	確実に入金されることが明らかな場合を除き、実際に入金したときに計上する。対価性が認められず明らかに贈与と認められるものや、それを含む場合があり、PSTの判定時に留意が必要。
賛助会員受取会費	
2. 受取寄附金	
受取寄附金	無償又は著しく低い価格で現物資産の提供を受けた場合の時価による評価差益。受け入れた無償又は著しく低い価格で施設の提供等の物的サービスを、合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握でき、施設等評価費用と併せて計上する方法を選択した場合に計上する。
資産受贈益	
施設等受入評価益	
ボランティア受入評価益	提供を受けたボランティアからの役務の金額を、合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握でき、ボランティア評価費用と併せて計上する方法を選択した場合に計上する。
3. 受取助成金等	
受取助成金	補助金や助成金の交付者の区分によって受取民間助成金、受取国庫補助金等に区分することができる。
受取補助金	
4. 事業収益	事業の種類ごとに区分して表示することができる。
売上高	販売用棚卸資産の販売やサービス（役務）の提供などにより得た収益。
〇〇利用会員受取会費	サービス利用の対価としての性格をもつ会費。
5. その他収益	
受取利息	為替換算による差益。なお為替差損がある場合は相殺して表示する。いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない収益。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。
為替差益	
雑収益	
II 経常費用	
1. 事業費	
(1) 人件費	
給料手当	ボランティアの費用相当額。ボランティア受入評価益と併せて計上する。
臨時雇賃金	
ボランティア評価費用	
法定福利費	退職給付見込額のうち当期に発生した費用。会計基準変更時差異の処理として、定額法により費用処理する場合、一定年数（15年以内）で除した額を加算する。少額を一括して処理する場合も含まれる。
退職給付費用	
通勤費	給料手当、福利厚生費に含める場合もある。
福利厚生費	
(2) その他経費	
売上原価	販売用棚卸資産を販売したときの原価。期首の棚卸高に当期の仕入高を加え期末の棚卸高を控除した額。
業務委託費	講師等に対する謝礼金。
諸謝金	
印刷製本費	
会議費	
旅費交通費	車両運搬具に関する費用をまとめる場合。内容により他の科目に表示することもできる。
車両費	
通信運搬費	電話代や郵送物の送料等。
消耗品費	
修繕費	
水道光熱費	電気代、ガス代、水道代等。
地代家賃	事務所の家賃や駐車場代等。
賃借料	少額資産に該当する事務機器のリース料等。不動産の使用料をここに入れることも可能。
施設等評価費用	無償でサービスの提供を受けた場合の費用相当額。施設等受入評価益と併せて計上する。
減価償却費	
保険料	
諸会費	
租税公課	収益事業に対する法人税等は租税公課とは別に表示することが望ましい。なお、法人税等を別表示する際には、活動計算書の末尾に表示し、税引前当期正味財産増減額から法人税等を差し引いて当期正味財産増減額を表示することが望ましい。

研修費 支払手数料 支払助成金 支払寄附金 支払利息 為替差損 雑費	金融機関等からの借入れに係る利子・利息。 為替換算による差損。なお、為替差益がある場合は相殺して表示する。 いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない費用。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。
2. 管理費 (1) 人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費 退職給付費用	退職給付見込額のうち当期に発生した費用。会計基準変更時差異の処理として、定額法により費用処理する場合、一定年数（15年以内）で除した額を加算する。少額を一括して処理する場合も含まれる。 給料手当、福利厚生費に含める場合もある。
通勤費 福利厚生費 (2) その他経費 印刷製本費 会議費 旅費交通費 車両費	車両運搬具に関する費用をまとめる場合。内容により他の科目に表示することもできる。 電話代や郵送物の送料等。
通信運搬費 消耗品費 修繕費 水道光熱費 地代家賃 賃借料	電気代、ガス代、水道代等。 事務所の家賃や駐車場代等。 少額資産に該当する事務機器のリース料等。不動産の使用料をここに入れることも可能。
減価償却費 保険料 諸会費 租税公課	収益事業に対する法人税等は租税公課とは別に表示することが望ましい。なお、法人税等を別表示する際には、活動計算書の末尾に表示し、税引前当期正味財産増減額から法人税等を差し引いて当期正味財産増減額を表示することが望ましい（P154の様式例参照）。
支払手数料 支払利息 雑費	金融機関等からの借入れに係る利子・利息。 いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない費用。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。
III 経常外収益 固定資産売却益 過年度損益修正益	過年度に関わる項目を当期に一括して修正処理をした場合。
IV 経常外費用 固定資産除・売却損 災害損失 過年度損益修正損	過年度に関わる項目を当期に一括して修正処理をした場合。会計基準を変更する前事業年度以前に減価償却を行っていない資産を一括して修正処理する場合などに用いる。減価償却費だけの場合は、「過年度減価償却費」の科目を使うこともできる。
V 経理区分振替額 経理区分振替額	その他の事業がある場合の事業間振替額。

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れた場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示し、当該寄附金等を後者に計上することが望ましい。当該寄附金（補助金・助成金）の用途等が解除された場合等には、「一般正味財産増減の部」に「受取寄附金（補助金・助成金）振替額」を、「指定正味財産増減の部」に「一般正味財産への振替額（△）」を勘定科目として記載する（資料53～54参照）。

貸借対照表の科目例

以下に示すものは、一般によく使われると思われる科目のうち、主なものを例示したものです。したがって、該当がない場合は使用する必要はありませんし、利用者の理解に支障がなければまとめて構いません。また、適宜の科目を追加することができます。

勘定科目	科目の説明
<p>I 資産の部</p> <p>1. 流動資産</p> <p>現金預金</p> <p>未収金</p> <p>棚卸資産</p> <p>短期貸付金</p> <p>前払金</p> <p>仮払金</p> <p>立替金</p> <p>○○特定資産</p> <p>貸倒引当金 (△)</p> <p>2. 固定資産</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>建物</p> <p>構築物</p> <p>車両運搬具</p> <p>什器備品</p> <p>土地</p> <p>建設仮勘定</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>ソフトウェア</p> <p>(3) 投資その他の資産</p> <p>投資有価証券</p> <p>敷金</p> <p>差入保証金</p> <p>長期貸付金</p> <p>長期前払費用</p> <p>○○特定資産</p> <p>II 負債の部</p> <p>1. 流動負債</p> <p>短期借入金</p> <p>未払金</p> <p>前受金</p> <p>仮受金</p> <p>預り金</p> <p>2. 固定負債</p> <p>長期借入金</p> <p>退職給付引当金</p> <p>III 正味財産の部</p> <p>1. 正味財産</p> <p>前期繰越正味財産</p> <p>当期正味財産増減額</p>	<p>商品の販売によるものも含む。 商品、貯蔵品等として表示することもできる。 返済期限が事業年度末から1年以内の貸付金。</p> <p>目的が特定されている資産で流動資産に属するもの。目的を明示する。</p> <p>土地、建物等実体があり、長期にわたり事業用に使用する目的で保有する資産。 建物付属設備を含む。</p> <p>工事の前払金や手付金等、建設中又は制作中の固定資産。</p> <p>具体的な存在形態を持たないが、事業活動において長期間にわたり利用される資産。</p> <p>購入あるいは制作したソフトの原価。</p> <p>余裕資金の運用のための長期的外部投資や、貸付金等長期債権から構成される資産。</p> <p>長期に保有する有価証券。 返還されない部分は含まない。 返還されない部分は含まない。 返済期限が事業年度末から1年を超える貸付金。</p> <p>目的が特定されている資産で固定資産に属するもの。目的を明示する。</p> <p>返済期限が事業年度末から1年以内の借入金。 商品の仕入れによるものも含む。</p> <p>返済期限が事業年度末から1年を超える借入金。 退職給付見込額の期末残高。</p>

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れた場合は、「Ⅲ 正味財産の部」を「指定正味財産」と「一般正味財産」とに区分してそれぞれを勘定科目として表示し、当該寄附金等を前者に計上することが望ましい（資料57参照）。

法令集（抜粋）

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（抄）

特定非営利活動促進法施行規則（平成二十三年内閣府令第五十五号）（抄）

特定非営利活動促進法	特定非営利活動促進法施行規則
<p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。</p> <p>2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であつて、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。</p> <p>一 次のいずれにも該当する団体であつて、営利を目的としないものであること。</p> <p>イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。</p> <p>ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。</p> <p>二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。</p> <p>イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的</p>	

とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

3 この法律において「認定特定非営利活動法人」とは、第四十四条第一項の認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

4 この法律において「特例認定特定非営利活動法人」とは、第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

第二章 特定非営利活動法人

第一節 通則

（原則）

第三条 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。

2 特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

（名称の使用制限）

第四条 特定非営利活動法人以外の者は、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

（その他の事業）

第五条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができる。この場合において、利益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。

2 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(住所)

第六条 特定非営利活動法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)

第七条 特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十八条の規定は、特定非営利活動法人について準用する。

(所轄庁)

第九条 特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあつては、当該指定都市の長）とする。

第二節 設立

(設立の認証)

第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

一 定款

二 役員に係る次に掲げる書類

- イ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。）
 - ロ 各役員が第二十条各号に該当しないこと及び第二十一条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
 - ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として都道府県又は指定都市の条例で定めるもの
 - 三 社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
 - 四 第二条第二項第二号及び第十二条第一項第三号に該当することを確認したことを示す書面
 - 五 設立趣旨書
 - 六 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
 - 七 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
 - 八 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。以下同じ。）
- 2 所轄庁は、前項の認証の申請があつた場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告し、又はインターネットの利用により公表するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類を、申請書を受理した日から一月間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。
- 一 申請のあつた年月日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 3 第一項の規定により提出された申請書又は当該申請書に添付された同項各号に掲げる書類に不備があるときは、当該申請をした者は、当該不備が都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り、これを補正することができる。ただし、所轄庁が当該申請書を受理した日から二週間を経過したときは、この限りでない。

(定款)

第十一条 特定非営利活動法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- 四 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- 五 社員の資格の得喪に関する事項
- 六 役員に関する事項
- 七 会議に関する事項
- 八 資産に関する事項
- 九 会計に関する事項
- 十 事業年度
- 十一 その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- 十二 解散に関する事項
- 十三 定款の変更に関する事項
- 十四 公告の方法

2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

3 第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定非営利活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。

- 一 国又は地方公共団体
- 二 公益社団法人又は公益財団法人

三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条 に規定する学校法人

四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条 に規定する社会福祉法人

五 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項 に規定する更生保護法人（認証の基準等）

第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。

一 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。

二 当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当するものであること。

三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号 に規定する暴力団をいう。以下この号及び第四十七条第六号において同じ。）

ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体

四 当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有するものであること。

2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月（都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間）以内に行わなければならない

3 所轄庁は、第一項の規定により認証の決定をしたときはその旨を、同項の規定により不認証の決定をしたときはその旨及びその理由

を、当該申請をした者に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

(意見聴取等)

第十二条の二 第四十三条の二及び第四十三条の三の規定は、第十条第一項の認証の申請があった場合について準用する。

(成立の時期等)

第十三条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

3 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から六月を経過しても第一項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

(財産目録の作成及び備置き)

第十四条 特定非営利活動法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその事務所に備え置かなければならない。

第三節 管理

(通常社員総会)

第十四条の二 理事は、少なくとも毎年一回、通常社員総会を開かなければならない。

(臨時社員総会)

第十四条の三 理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

2 総社員の五分之一以上から社員総会の目的である事項を示して請求があったときは、理事は、臨時社員総会を招集しなければならない。ただし、総社員の五分之一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めること

ができる。

(社員総会の招集)

第十四条の四 社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも五日前に、その社員総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。

(社員総会の権限)

第十四条の五 特定非営利活動法人の業務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて社員総会の決議によって行う。

(社員総会の決議事項)

第十四条の六 社員総会においては、第十四条の四の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(社員の表決権)

第十四条の七 各社員の表決権は、平等とする。

2 社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。

3 社員は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものをいう。第二十八条第一項第三号において同じ。）により表決をすることができる。

(電磁的方法)

第一条 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第十四条の七第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法に

4 前三項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

(表決権のない場合)

第十四条の八 特定非営利活動法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、その社員は、表決権を有しない。

(社員総会の決議の省略)

第十四条の九 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 前項の規定により社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該社員総会が終結したものとみなす。

(役員の数)

第十五条 特定非営利活動法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

(理事の代表権)

第十六条 理事は、すべて特定非営利活動法人の業務について、特定非営利活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。

(業務の執行)

より一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(電磁的記録)

第二条 法第十四条の九第一項に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

第十七条 特定非営利活動法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

(理事の代理行為の委任)

第十七条の二 理事は、定款又は社員総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮理事)

第十七条の三 理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

(利益相反行為)

第十七条の四 特定非営利活動法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

(監事の職務)

第十八条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 二 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。
- 三 前二号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。
- 四 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。
- 五 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(監事の兼職禁止)

第十九条 監事は、理事又は特定非営利活動法

人の職員を兼ねてはならない。

(役員の欠格事由)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産者で復権を得ないもの
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 五 暴力団の構成員等
- 六 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者

(役員の子族等の排除)

第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の数分の三を超えて含まれることになってはならない。

(役員の子員補充)

第二十二条 理事又は監事のうち、その定数の

三分之一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の変更等の届出)

第二十三条 特定非営利活動法人は、その役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があったときは、遅滞なく、変更後の役員名簿を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

2 特定非営利活動法人は、役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）において前項の届出をするときは、当該役員に係る第十条第一項第二号ロ及びハに掲げる書類を所轄庁に提出しなければならない。

(役員任期)

第二十四条 役員任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、定款で役員を社員総会で選任することとしている特定非営利活動法人にあっては、定款により、後任の役員が選任されていない場合に限り、同項の規定により定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長することができる。

(定款の変更)

第二十五条 定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の二分之一以上が出席し、その出席者の四分之三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 定款の変更（第十一条第一項第一号から第三号まで、第四号（所轄庁轄庁の変更を伴うものに限る。）、第五号、第六号（役員定数に係るものを除く。）、第七号、第十一号、第

十二号（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）又は第十三号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。）は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。この場合において、当該定款の変更が第十一条第一項第三号又は第十一号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付しなければならない。

5 第十条第二項及び第三項並びに第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

6 特定非営利活動法人は、定款の変更（第三項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く。）をしたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

7 特定非営利活動法人は、定款の変更に係る登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書を所轄庁に提出しなければならない。

第二十六条 所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る前条第四項の申請書は、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出するものとする。

2 前項の場合においては、前条第四項の添付書類のほか、第十条第一項第二号イ及び第四号に掲げる書類並びに直近の第二十八条第一項に規定する事業報告書等（設立後当該書類

が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録)を申請書に添付しなければならない。

- 3 第一項の場合において、当該定款の変更を認証したときは、所轄庁は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の所轄庁から事務の引継ぎを受けなければならない。

(会計の原則)

第二十七条 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

- 一 削除
- 二 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- 三 計算書類(活動計算書及び貸借対照表をいう。次条第一項において同じ。)及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- 四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだ

(所轄庁の変更に伴う事務の引継ぎ)

第三条 法第二十六条第三項の規定による事務の引継ぎは、所轄庁の変更に伴う定款の変更の認証を受けた特定非営利活動法人に係る法の規定に基づく事務について行うものとする。

- 2 都道府県知事又は指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下同じ。)の長は、所轄庁の変更に伴う定款の変更を認証したときは、遅滞なく、変更前の所轄庁に当該定款の変更を認証したことを通知するものとする。ただし、変更前の所轄庁が法第五十三条第三項(法第六十二条において準用する場合を含む。)の都道府県知事であるときは、この限りでない。

りにこれを変更しないこと。

(事業報告書等の備置き等及び閲覧)

第二十八条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（以下「事業報告書等」という。）を作成し、これらを、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、役員名簿及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。以下同じ。）を、その事務所に備え置かなければならない。

3 特定非営利活動法人は、その社員その他利害関係人から次に掲げる書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

一 事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第三十条及び第四十五条第一項第五号イにおいて同じ。）

二 役員名簿

三 定款等

(貸借対照表の公告)

第二十八条の二 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければならない。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて内閣府令で定めるものをとる公告の方法をいう。以下この条において同じ。）

四 前三号に掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する貸借対照表の公告の方法として同項第一号又は第二号に掲げる方法を定款で定める特定非営利活動法人は、当該貸借対照表の要旨を公告することで足りる。

3 特定非営利活動法人が第一項第三号に掲げる方法を同項に規定する貸借対照表の公告の方法とする旨を定款で定める場合には、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の当該公告の方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

4 特定非営利活動法人が第一項の規定により電子公告による公告をする場合には、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して当該公告をしなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、同項の規定によ

り電子公告による公告をしなければならない期間（第二号において「公告期間」という。）中公告の中断（不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれなかったこととなつたこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下この項において同じ。）が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼさない。

一 公告の中断が生ずることにつき特定非営利活動法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は特定非営利活動法人に正当な事由があること。

二 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超えないこと。

三 特定非営利活動法人が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと。

（事業報告書等の提出）

第二十九条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

（事業報告書等の公開）

第三十条 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等（過去五年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があつたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

第四節 解散及び合併

（解散事由）

第三十一条 特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 社員総会の決議
- 二 定款で定めた解散事由の発生
- 三 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- 四 社員の欠亡
- 五 合併
- 六 破産手続開始の決定
- 七 第四十三条の規定による設立の認証の取消し

2 前項第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。

3 特定非営利活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第一項第三号に掲げる事由を証する書面を、所轄庁に提出しなければならない。

4 清算人は、第一項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる事由によって解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散の決議)

第三十一条の二 特定非営利活動法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第三十一条の三 特定非営利活動法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算中の特定非営利活動法人の能力)

第三十一条の四 解散した特定非営利活動法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみな

す。

(清算人)

第三十一条の五 特定非営利活動法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるとき、又は社員総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第三十一条の六 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第三十一条の七 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の届出)

第三十一条の八 清算中に就任した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

(清算人の職務及び権限)

第三十一条の九 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第三十一条の十 清算人は、特定非営利活動法人が第三十一条第一項各号に掲げる事由によって解散した後、遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければ

ならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。

3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第三十一条の十一 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、特定非営利活動法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第三十一条の十二 清算中に特定非営利活動法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の特定非営利活動法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の特定非営利活動法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の帰属)

第三十二条 解散した特定非営利活動法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、所轄庁に対する清算結

了の届出の時ににおいて、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

- 2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。
- 3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(裁判所による監督)

第三十二条の二 特定非営利活動法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

- 2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。
- 3 特定非営利活動法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。
- 4 所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べるることができる。

(清算終了の届出)

第三十二条の三 清算が終了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第三十二条の四 特定非営利活動法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第三十二条の五 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第三十二条の六 裁判所は、第三十一条の六の規定により清算人を選任した場合には、特定非営利活動法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の

陳述を聴かなければならない。

第三十二条の七 削除

(検査役の選任)

第三十二条の八 裁判所は、特定非営利活動法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 第三十二条の五及び第三十二条の六の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「特定非営利活動法人及び検査役」と読み替えるものとする。

(合併)

第三十三条 特定非営利活動法人は、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

(合併手続)

第三十四条 特定非営利活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、第一項の議決をした社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

5 第十条及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

第三十五条 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、貸借対照表及び財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。

第三十六条 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、特定非営利活動法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第三十七条 合併により特定非営利活動法人を設立する場合においては、定款の作成その他特定非営利活動法人の設立に関する事務は、それぞれの特定非営利活動法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

第三十八条 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、合併によって消滅した特定非営利活動法人の一切の権利義務（当該特定非営利活動法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

(合併の時期等)

第三十九条 特定非営利活動法人の合併は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

2 第十三条第二項及び第十四条の規定は前項の登記をした場合について、第十三条第三項の規定は前項の登記をしない場合について、それぞれ準用する。

第四十条 削除

第五節 監督

(報告及び検査)

第四十一条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第一項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

第四十二条 所轄庁は、特定非営利活動法人が

第十二条第一項第二号、第三号又は第四号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(設立の認証の取消し)

第四十三条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたつて第二十九条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によつてはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

3 前二項の規定による設立の認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該特定非営利活動法人から請求があつたときは、公開により行うよう努めなければならない。

4 所轄庁は、前項の規定による請求があつた場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該特定非営利活動法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならない。

(意見聴取)

第四十三条の二 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条第五号に該当する疑いがあると認め

るときは、その理由を付して、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。

(所轄庁への意見)

第四十三条の三 警視総監又は道府県警察本部長は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いていると疑うに足りる相当な理由又はその役員について第二十条第五号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該特定非営利活動法人に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

[第四十四条から第六十九条まで省略]

第四章 税法上の特例

第七十条 特定非営利活動法人は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する法人（以下「特定非営利活動法人」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（特定非営利活動法人を含む。）」と、同法第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動法人及び）」と、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十八条の六の規定を適用する場合には同条中「みなされているもの」とあるのは「みなされているもの（特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人については、小規模な法人として政令で定めるものに限る。）」とする。

2 特定非営利活動法人は、消費税法（昭和六十三年法律第八号）その他消費税に関する

[第四条から第三十五条まで省略]

法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

- 3 特定非営利活動法人は、地価税法（平成三年法律第六十九号）その他地価税に関する法令の規定（同法第三十三条の規定を除く。）の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。ただし、同法第六条の規定による地価税の非課税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第七号に規定する人格のない社団等とみなす。

第七十一条 個人又は法人が、認定特定非営利活動法人等に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与をしたときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとする。

第五章 雑則

（情報の提供等）

第七十二条 内閣総理大臣及び所轄庁は、特定非営利活動法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、認定特定非営利活動法人等その他の特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 所轄庁及び特定非営利活動法人は、特定非営利活動法人の事業報告書その他活動の状況に関する情報を前項の規定により内閣総理大臣が整備するデータベースに記録することにより、当該情報の積極的な公表に努めるものとする。

（協力依頼）

第七十三条 所轄庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めること

ができる。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第七十四条 第十条第一項の規定による申請及び同条第二項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧、第十二条第三項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十三条第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出、第二十三条第一項の規定による届出、第二十五条第三項の規定による申請、同条第六項の規定による届出及び同条第七項の規定による提出、第二十九条の規定による提出、第三十条の規定による閲覧、第三十一条第二項の規定による申請、第三十四条第三項の規定による申請、第四十三条第四項（第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による交付、第四十四条第一項の規定による申請、第四十九条第一項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）、第六十三第五項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び第四十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十一条第三項の規定による申請、第五十二条第二項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十三条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十五条第一項及び第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十六条（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十八条第一項の規定による申請並びに第六十三条第三項の規定に

よる申請について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定を適用する場合には、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第十二条の規定は、適用しない。

（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用）

第七十五条 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き、第二十八条第一項の規定による作成及び備置き、同条第二項の規定による備置き並びに同条第三項の規定による閲覧、第三十五条第一項の規定による作成及び備置き、第四十五条第一項第五号（第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十二条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による備置き、第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き並びに第五十四条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧について民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）の規定を適用する場合には、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第九条の規定は、適用しない。

（実施規定）

第七十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な細則は、内閣府令又は都道府県若しくは指定都市の条例で定める

第六章 罰則

第七十七条 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新、第五十八条第一項の特例認定又は第六十三条第一項若しくは第二項の認定を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 正当な理由がないのに、第四十二条の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者

二 第五十条第一項の規定に違反して、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者

三 第五十条第二項の規定に違反して、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者

四 第六十二条において準用する第五十条第一項の規定に違反して、特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者

五 第六十二条において準用する第五十条第二項の規定に違反して、他の特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者

六 正当な理由がないのに、第六十五条第四項の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者

七 正当な理由がないのに、第六十六条第一項の規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者

第七十九条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰

するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第八十条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 第七条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。

二 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三 第二十三条第一項若しくは第二十五条第六項（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第五十三条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第二十八条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十四条第二項及び第三項まで（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

五 第二十五条第七項若しくは第二十九条（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第

六十三条第五項において準用する場合を含む。)及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)又は第五十二条第二項、第五十三条第四項若しくは第五十五条第一項若しくは第二項(これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

六 第三十一条の三第二項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。

七 第二十八条の二第一項、第三十一条の十第一項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

八 第三十五条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

九 第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。

十 第四十一条第一項又は第六十四条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第八十一条 第四条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

別表(第二条関係)

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動
- 九 地域安全活動

- | | |
|---|--|
| <p>十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動</p> <p>十一 国際協力の活動</p> <p>十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動</p> <p>十三 子どもの健全育成を図る活動</p> <p>十四 情報化社会の発展を図る活動</p> <p>十五 科学技術の振興を図る活動</p> <p>十六 経済活動の活性化を図る活動</p> <p>十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動</p> <p>十八 消費者の保護を図る活動</p> <p>十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</p> <p>二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動</p> | |
|---|--|

青森県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年十月青森県条例第四十五号）（抄）

青森県特定非営利活動促進法施行細則（平成十年十月青森県規則第九十七号）（抄）

青森県特定非営利活動促進法施行条例	青森県特定非営利活動促進法施行細則
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設立の認証申請)</p> <p>第二条 法第十条第一項の認証を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所又は居所</p> <p>二 設立しようとする特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地</p> <p>三 設立しようとする特定非営利活動法人の定款に記載された目的</p> <p>四 その他規則で定める事項</p> <p>2 法第十条第一項第二号ハに規定する書面は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 当該役員が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の適用を受ける者である場合にあっては、同法第十二条第一項に規定する住民票の写し</p> <p>二 当該役員が前号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書</p> <p>3 前項第二号に掲げる書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下「法」という。)の施行については、青森県特定非営利活動促進法施行条例(平成十年十月青森県条例第四十五号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(設立の認証申請)</p> <p>第二条 法第十条第一項の申請書は、設立認証申請書(第一号様式)によらなければならない。</p> <p>2 法第十条第一項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類には、それぞれ副本一通を添えなければならない。</p>

4 第二項各号に掲げる書面は、申請の日前六月以内に作成されたものでなければならない。

5 法第十条第三項に規定する軽微な不備は、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。

6 法第十条第三項の規定による補正は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した補正書を知事に提出して行わなければならない。

一 申請者の氏名及び住所又は居所

二 設立しようとする特定非営利活動法人の名称

三 補正の内容

(認証等の決定に係る期間)

第三条 法第十二条第二項(法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。)に規定する期間は、一月とする。

3 条例第二条第六項の補正書は、設立認証申請書等補正書(第二号様式)によらなければならない。

4 設立認証申請書等補正書には、補正後の設立認証申請書及び法第十条第一項各号に掲げる書類を添えなければならない。

5 第二項の規定は、設立認証申請書等補正書に添付する書類について準用する。

(登記完了届出書)

第三条 法第十三条第二項(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。第九条第二項において同じ。)の規定による届出は、設立(合併)登記完了届出書(第三号様式)により行わなければならない。

(成立時の財産目録の備置き)

第四条 法第十四条の財産目録は、設立当初の事業年度の翌々事業年度の末日までの間、事務所に備え置かなければならない。

(役員の変更等の届出)

第五条 法第二十三条第一項の規定による届出は、役員の変更等届出書(第四号様式)により行わなければならない。

2 法第二十三条第一項の規定により添付する変更後の役員名簿には、副本一通を添えなければならない。

(定款変更の認証申請等)

第四条 特定非営利活動法人は、法第二十五条第三項の認証を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 特定非営利活動法人の名称及び代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更の理由

2 第二条第五項の規定は、法第二十五条第五項において準用する法第十条第三項に規定する軽微な不備について準用する。

3 法第二十五条第五項において準用する法第十条第三項の規定による補正は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した補正書を知事に提出して行わなければならない。

一 特定非営利活動法人の名称及び代表者の氏名

二 補正の内容

4 法第二十五条第六項の規定による届出は、規則で定めるところにより、届出書を知事に提出して行わなければならない。

3 法第二十三条第二項の規定により提出する条例第二条第二項各号に掲げる書面は、法第二十三条第一項の規定による届出の日前六月以内に作成されたものでなければならない。

(定款の変更の認証申請)

第六条 法第二十五条第四項の申請書は、定款変更認証申請書(第五号様式)によらなければならない。

2 法第二十五条第四項の規定により添付する変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第二十六条第二項の規定により添付する法第十条第一項第二号イに掲げる書類には、それぞれ副本一通を添えなければならない。

3 条例第四条第三項の補正書は、定款変更認証申請書等補正書(第六号様式)によらなければならない。

4 定款変更認証申請書等補正書には、補正後の定款変更認証申請書並びに法第二十五条第四項及び第二十六条第二項の規定により添付する書類を添えなければならない。

5 第二項の規定は、定款変更認証申請書等補正書に添付する書類について準用する。

(定款の変更の届出)

第七条 条例第四条第四項の届出書は、定款変更届出書(第七号様式)によらなければならない。

2 法第二十五条第六項の規定により添付する変更後の定款には、副本一通を添えなければならない。

(事業報告書等の提出)

第五条 法第二十九条の規定による事業報告書等の提出は、毎事業年度初めの三月以内に行わなければならない。

- 2 特定非営利活動法人は、設立又は合併の登記をしたときは、規則で定めるところにより、当該設立又は合併の認証に係る法第十三条第二項の登記に関する書類の写し及び法第十四条又は第三十五条第一項の財産目録を知事に提出しなければならない。

(事業報告書等の閲覧等)

第六条 法第三十条の規定による閲覧又は謄写に関し必要な事項は、規則で定める。

- 2 法第三十条の規定により謄写の請求をする者は、当該謄写に代えて同条に規定する書類の写しの交付を受けることができる。この場合において、当該書類の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用として知事が定める額を負担しなければならない。

(定款の変更に係る登記事項証明書の提出)

第八条 法第二十五条第七項の規定による登記事項証明書の提出は、その旨を記載した書面により行わなければならない。

- 2 法第二十五条第七項の規定により提出する登記事項証明書には、副本一通を添えなければならない。

(事業報告書等の提出)

第九条 法第二十九条の規定により提出する事業報告書等には、それぞれ副本一通を添えなければならない。

- 2 特定非営利活動法人は、条例第五条第二項に規定する書類を法第十三条第二項の規定による届出時に併せて知事に提出しなければならない。

(事業報告書等の閲覧等)

第十条 法第三十条の規定による閲覧又は謄写(以下「閲覧等」という。)は、知事が定める場所(以下「閲覧所」という。)において行うものとする。

- 2 閲覧所において閲覧等を行うことができる日は、青森県の休日に関する条例(平成元年三月青森県条例第三号)第一条第一項に規定する県の休日以外の日とする。
- 3 閲覧所において閲覧等を行うことができる時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。
- 4 知事は、書類の整理等のため必要がある場合は、臨時に閲覧所の休日を設け、又は閲覧所において閲覧等を行うことができる時間を短縮することができる。
- 5 閲覧等を行う者(以下「閲覧者等」という。)は、備付けの閲覧謄写簿(第八号様式)に必要な事項を記入しなければならない。

(成功の不能による解散の認定の申請)

第七条 特定非営利活動法人は、法第三十一条第二項の認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 特定非営利活動法人の名称及び代表者の氏名
- 二 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- 三 残余財産の処分方法

(残余財産の譲渡の認証申請)

第八条 清算人は、法第三十二条第二項の認証を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 特定非営利活動法人の名称並びに清算人の氏名及び住所又は居所
- 二 譲渡すべき残余財産

6 閲覧者等は、閲覧等に係る書類を指示された場所以外の場所に持ち出してはならない。

7 知事は、閲覧者等が前項の規定に違反したとき、又は閲覧等に係る書類を汚損し、若しくは毀損し、若しくはそのおそれがあると認めるときは、その者の閲覧等を禁止することがある。

8 条例第六条第二項の規定により法第三十条に規定する書類の写しの交付を受けようとする者は、事業報告書等の写し交付請求書（第九号様式）を知事に提出しなければならない。

(解散認定申請書)

第十一条 条例第七条の申請書は、解散認定申請書（第十号様式）によらなければならない。

(解散の届出等)

第十二条 法第三十一条第四項の規定による届出は、解散届出書（第十一号様式）に解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて行わなければならない。

2 法第三十一条の八の規定による届出は、清算人兼任届出書（第十二号様式）に当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて行わなければならない。

(残余財産譲渡認証申請書)

第十三条 条例第八条の申請書は、残余財産譲渡認証申請書（第十三号様式）によらなければならない。

三 残余財産の譲渡を受ける者

(合併の認証申請)

第九条 特定非営利活動法人は、法第三十四条第三項の認証を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 合併しようとする特定非営利活動法人の名称及び代表者の氏名
- 二 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 三 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の定款に記載された目的
- 四 その他規則で定める事項

2 第二条第二項から第四項までの規定は前項の申請書に添付する書類について、同条第五項の規定は法第三十四条第五項において準用する法第十条第一項に規定する軽微な不備について準用する。

3 法第三十四条第五項において準用する法第十条第三項の規定による補正は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した補正書を知事に提出して行わなければならない。

- 一 合併しようとする特定非営利活動法人の名称及び代表者の氏名

二 補正の内容

(清算終了の届出)

第十四条 法第三十二条の三の規定による届出は、清算終了届出書（第十四号様式）に清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて行わなければならない。

(合併の認証申請)

第十五条 法第三十四条第四項の申請書は、合併認証申請書（第十五号様式）によらなければならない。

2 条例第九条第三項の補正書は、合併認証申請書等補正書（第十六号様式）によらなければならない。

3 合併認証申請書等補正書には、補正後の合併認証申請書及び法第三十四条第五項において準用する法第十条第一項各号に掲げる書類を添えなければならない。

4 第二条第二項の規定は、合併認証申請書及び合併認証申請書等補正書に添付する書類について準用する。

[第十条から第十六条まで省略]

(電磁的記録による備置き)

第十七条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号。以下「書面保存等情報通信技術利用法」という。)第三条第一項の保存は、次に掲げる備置きとする。

一 法第十四条(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による財産目録の備置き

二 法第二十八条第一項の規定による事業報告書等の備置き

(合併の場合の貸借対照表等の備置き等)

第十六条 法第三十五条第一項に規定する貸借対照表及び財産目録は、合併する各特定非営利活動法人について作成し、同条第二項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの事務所に備え置かなければならない。

2 第四条の規定は、法第三十九条第一項の登記をした場合について準用する。

(身分証明書)

第十七条 法第四十一条第三項(法第六十四条第七項において準用する場合を含む。)の身分を示す証明書は、身分証明書(第十七号様式)によるものとする。

[第十八条から第二十五条まで省略]

(電磁的記録による備置きの方法等)

第二十六条 条例第十七条第二項の規則で定める方法は、次のいずれかの方法とする。

一 作成された電磁的記録(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)第二条第四号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより備え置く方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

三 法第二十八条第二項の規定による役員名簿及び定款等の備置き

四 法第三十五条第一項の規定による貸借対照表及び財産目録の備置き

五 法第五十四条第一項（法第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による書類の備置き

六 法第五十四条第二項から第四項まで（これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による書類の備置き

2 特定非営利活動法人は、書面保存等情報通信技術利用法第三条第一項の規定により、前項各号に掲げる備置きに代えて当該備置きを行わなければならないとされている書類に係る電磁的記録（書面保存等情報通信技術利用法第二条第四号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の備置きを行うときは、規則で定める方法により行わなければならない。

（電磁的記録による作成）

第十八条 書面保存等情報通信技術利用法第四条第一項の作成は、次に掲げる作成とする。

一 法第十四条（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による財産目録の作成

二 法第二十八条第一項の規定による事業報告書等の作成

三 法第三十五条第一項の規定による貸借対照表及び財産目録の作成

四 法第五十四条第二項から第四項まで（これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による書類の作成

2 特定非営利活動法人は、書面保存等情報通信技術利用法第四条第一項の規定により、前項各号に掲げる作成に代えて当該作成を行わなければならないとされている書類に係る電磁的

2 特定非営利活動法人は、条例第十七条第二項及び前項の規定による電磁的記録の備置きを行うときは、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で、その使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書類を作成することができるための措置を講じなければならない。

（電磁的記録による作成の方法）

第二十七条 条例第十八条第二項の規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法

記録の作成を行うときは、規則で定める方法により行わなければならない。

(電磁的記録による閲覧)

第十九条 書面保存等情報通信技術利用法第五条第一項の縦覧等は、次に掲げる閲覧とする。

一 法第二十八条第三項の規定による事業報告書等、役員名簿及び定款等の閲覧

二 法第四十五条第一項第五号(法第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による書類の閲覧

三 法第五十二条第四項(法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による事業報告書等、役員名簿及び定款等の閲覧

四 法第五十四条第五項(法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による書類の閲覧

2 特定非営利活動法人は、書面保存等情報通信技術利用法第五条第一項の規定により、前項に規定する閲覧に代えて当該閲覧を行わなければならないとされている書類に係る電磁的記録に記録されている事項の閲覧を行うときは、規則で定める方法により行わなければならない。

(委任)

第二十条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

とする。

(電磁的記録による閲覧の方法)

第二十八条 条例第十九条第二項の規則で定める方法は、電磁的記録に記録されている事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を閲覧に供する方法とする。

(公告等の方法)

第二十九条 法の規定により知事が行う公告、公示及び公表は、青森県報に登載して行うものとする。

(雑則)

第三十条 法、条例及びこの規則の規定により知事に対して提出する書類は、日本工業規格 A 列四番とする。ただし、官公署が発給した文書については、この限りでない。

年 月 日

青森県知事 殿

申請者 住所又は居所
氏名 印
電話番号

設 立 認 証 申 請 書

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、下記のとおり特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。
- 2 3及び4には、事務所の所在地の町名及び地番まで記載すること。
- 3 申請書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - ①定款（法第10条第1項第1号）〔2部〕
 - ②役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（法第10条第1項第2号イ）〔2部〕
 - ③各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（法第10条第1項第2号ロ）
 - ④各役員の住所又は居所を証する書面（法第10条第1項第2号ハ）
 - ⑤社員うち10人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（法第10条第1項第3号）
 - ⑥法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（法第10条第1項第4号）
 - ⑦設立趣旨書（法第10条第1項第5号）〔2部〕

- ⑧設立についての意思の決定を証する議事録の謄本（法第10条第1項第6号）
 - ⑨設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（法第10条第1項第7号）〔2部〕
 - ⑩設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。）（法第10条第1項第8号）〔2部〕
- 4 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

年 月 日

青森県知事 殿

申請者 住所又は居所
氏名 印
電話番号

設立認証申請書等補正書

年 月 日に提出した（補正する書類の名称）に不備があるので、特定非営利活動促進法第10条第3項の規定により、下記のとおり補正します。

記

- 1 設立しようとする特定非営利活動法人の名称
- 2 補正の内容

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。
- 2 2には、補正した箇所について、補正後と補正前の記載の違いを明らかにした補正の前後の内容の対照表を記載すること。
- 3 補正書には、補正後の申請書及び書類〔次に掲げる書類は、2部〕を添付すること。
 - ①補正後の定款
 - ②補正後の役員名簿（役員の名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）
 - ③補正後の設立趣旨書
 - ④補正後の設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
 - ⑤補正後の設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。）
- 4 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

年 月 日

青森県知事 殿

((認定（仮認定）特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

設立（合併）登記完了届出書

設立（合併）の登記を完了したので、特定非営利活動促進法（第39条第2項において準用する同法）第13条第2項の規定により、届け出ます。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。
- 2 当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び（法第39条第2項において準用する）法第14条の財産目録（（法第39条第2項において準用する）法第13条第2項）を添付すること。

年 月 日

青森県知事 殿

（（認定（仮認定））特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

電話番号

役員の変更等届出書

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法（（第62条において準用する同法）第52条第1項の規定により読み替えて適用される同法）第23条第1項の規定により、届け出ます。

記

変更年月日 変更事項	役名	氏名	住所又は居所

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。
- 2 「変更事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足りる。
- 3 「役名」の欄には、理事、監事の別を記載すること。
- 4 改姓又は改名の場合には、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。
- 5 「住所又は居所」の欄には、青森県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項各号に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載すること。
- 6 変更後の役員名簿（役員の名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（法第23条第1項）〔2部（法第52条第1項の所轄庁以外の関係知事への提出に係るものは、1部）〕を添付すること。
- 7 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は、次に掲げる書類を添付すること。
 - ①当該各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（法第23条第2項）
 - ②当該各役員の住所又は居所を証する書面（法第23条第2項）

年 月 日

青森県知事 殿

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

印

電話番号

定 款 変 更 認 証 申 請 書

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けた
いので、申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。
- 2 1には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした
新旧条文等の対照表を記載すること。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記
載すること。
- 3 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（法第25条第4項）〔1部〕、変更後の定
款（法第25条第4項）〔2部〕並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事
業計画書及び活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をい
う。）（当該定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むもの
であるときに限る。）（法第25条第4項）〔2部〕を添付すること。
- 4 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、3に掲げる書類のほか次に掲げる書類を添付する
こと。
 - ①役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿を
いう。）（法第26条第2項）〔2部〕
 - ②法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
（法第26条第2項）
 - ③直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は法
第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第14条の財産目録、合併
後当該書類が作成されるまでの間は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号

の事業計画書、法第 34 条第 5 項において準用する法第 10 条第 1 項第 8 号の活動予算書及び法第 35 条第 1 項の財産目録) (法第 26 条第 2 項)

5 認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人の所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、4 に掲げる書類のほか次に掲げる書類を添付すること。

①法第 44 条第 2 項の規定により所轄庁に提出した同項第 1 号に規定する寄附者名簿その他の同項各号に掲げる添付書類の写し (特定非営利活動促進法施行規則第 30 条第 1 号)

②認定 (仮認定) に関する書類の写し (特定非営利活動促進法施行規則第 30 条第 2 号)

③ (法第 62 条において準用する) 法第 55 条第 1 項の規定により所轄庁に提出した直近の法第 54 条第 2 号から第 4 号までに掲げる書類の写し (特定非営利活動促進法施行規則第 30 条第 3 号)

④ (法第 62 条において準用する) 法第 55 条第 2 項の規定により所轄庁に提出した直近の法第 54 条第 3 項及び第 4 項の書類の写し (特定非営利活動促進法施行規則第 30 条第 4 号)

6 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

年 月 日

青森県知事 殿

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

印

電話番号

定款変更認証申請書等補正書

年 月 日に提出した（補正する書類の名称）に不備があるので、特定非営利活動促進法第25条第5項において準用する同法第10条第3項の規定により、下記のとおり補正します。

記

補正の内容

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。
- 2 補正の内容には、補正した箇所について、補正後と補正前の記載の違いを明らかにした補正の前後の内容の対照表を記載すること。
- 3 補正書には、補正後の申請書及び書類〔次に掲げる書類は、2部〕を添付すること。
 - ①補正後の変更後の定款
 - ②補正後の当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。）
 - ③補正後の役員名簿（役員の名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）
- 4 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

年 月 日

青森県知事

殿

（（認定（仮認定））特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

電話番号

定 款 変 更 届 出 書

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法（（第62条において準用する同法）第52条第1項の規定により読み替えて適用される同法）第25条第6項の規定により、届け出ます。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。
- 2 1には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載し、併せて、変更した時期を記載すること。
- 3 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（法第25条第6項）〔1部〕及び変更後の定款（法第25条第6項）〔2部（法第52条第1項の所轄庁以外の関係知事への提出に係るものは、1部）〕を添付すること。

年 月 日

青森県知事 殿

請求者 住所又は居所

氏名

印

電話番号

事業報告書等の写し交付請求書

青森県特定非営利活動促進法施行条例（第14条（第15条）において準用する同条例）第6条第2項の規定により、下記のとおり事業報告書等の写しの交付を受けたいので、請求します。

記

- 1 写しの交付を請求する書類の名称
- 2 写しの交付の方法
 - ① 閲覧所において写しを交付
 - ② 写しを送付

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。
- 2 2は、希望する写しの交付の方法の番号を○で囲むこと。

年 月 日

青森県知事 殿

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

印

電話番号

解 散 認 定 申 請 書

特定非営利活動促進法第 31 条第 1 項第 3 号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散することについて、同条第 2 項の認定を受けたいので、申請します。

記

- 1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- 2 残余財産の処分方法

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。
- 2 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面を添付すること。
- 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

年 月 日

青森県知事 殿

（特定非営利活動法人の名称）

清算人 住所又は居所

氏名

電話番号

解 散 届 出 書

特定非営利活動促進法第 31 条第 1 項第 1（2、4、6）号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散したので、同条第 4 項の規定により、届け出ます。

記

- 1 解散の理由
- 2 残余財産の処分方法

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。
- 2 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

年 月 日

青森県知事 殿

（特定非営利活動法人の名称）

清算人 住所又は居所

氏名

電話番号

清 算 人 就 任 届 出 書

下記のとおり（特定非営利活動法人の名称）の解散に係る清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第 31 条の 8 の規定により、届け出ます。

記

- 1 清算人の氏名及び住所又は居所
- 2 清算人が就任した年月日

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。
- 2 当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

年 月 日

青森県知事 殿

（特定非営利活動法人の名称）

清算人 住所又は居所

氏名

印

電話番号

残 余 財 産 譲 渡 認 証 申 請 書

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第 32 条第 2 項の認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 譲渡すべき残余財産
- 2 残余財産の譲渡を受ける者

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。
- 2 2 には、残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、各別に譲渡する財産を記載すること。
- 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

年 月 日

青森県知事 殿

（特定非営利活動法人の名称）

清算人 住所又は居所

氏名

電話番号

清 算 結 了 届 出 書

（特定非営利活動法人の名称）の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第 32 条の 3 の規定により、届け出ます。

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。
- 2 清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

年 月 日

青森県知事 殿

（合併しようとする特定非営利活動法人（甲）の名称）

代表者氏名 印

電話番号

（合併しようとする特定非営利活動法人（乙）の名称）

代表者氏名 印

電話番号

合 併 認 証 申 請 書

特定非営利活動促進法第 34 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり合併することについて、認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 合併後存続する（合併によって設立する）特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。
- 2 3 及び 4 には、事務所の所在地の町名及び地番まで記載すること。
- 3 申請書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - ①合併の議決をした社員総会の議事録の謄本（法第 34 条第 4 項）
 - ②定款（法第 10 条第 1 項第 1 号）〔2 部〕
 - ③役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（法第 10 条第 1 項第 2 号イ）〔2 部〕
 - ④各役員が法第 20 条各号に該当しないこと及び法第 21 条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（法第 10 条第 1 項第 2 号ロ）
 - ⑤各役員の住所又は居所を証する書面（法第 10 条第 1 項第 2 号ハ）
 - ⑥社員のうち 10 人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（法第 10 条第 1 項第 3 号）
 - ⑦法第 2 条第 2 項第 2 号及び第 12 条第 1 項第 3 号に該当することを確認したことを示す書面（法第 10 条第 1 項第 4 号）
 - ⑧合併趣旨書（法第 10 条第 1 項第 5 号）〔2 部〕
 - ⑨合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（法第 10 条第 1 項第 7 号）〔2 部〕

- ⑩合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書(その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。)(法第10条第1項第8号) [2部]
- 4 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

年 月 日

青森県知事 殿

（合併しようとする特定非営利活動法人（甲）の名称）

代表者氏名 印

電話番号

（合併しようとする特定非営利活動法人（乙）の名称）

代表者氏名 印

電話番号

合併認証申請書等補正書

年 月 日に提出した（補正する書類の名称）に不備があるので、特定非営利活動促進法第 34 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 3 項の規定により、下記のとおり補正します。

記

補正の内容

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。
- 2 補正の内容には、補正した箇所について、補正後と補正前の記載の違いを明らかにした補正の前後の内容の対照表を記載すること。
- 3 補正書には、補正後の申請書及び書類〔次に掲げる書類は、2 部〕を添付すること。
 - ①補正後の定款
 - ②補正後の役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）
 - ③補正後の合併趣旨書
 - ④補正後の合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
 - ⑤補正後の合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。）
- 4 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

表

第 号
身 分 証 明 書
所 属 職氏名
年 月 日生
上記の者は、特定非営利活動促進法第 41 条第 1 項並びに第 64 条第 1 項及び第 2 項の規定により特定非営利活動法人の業務及び財産の状況等を検査する職員であることを証明する。
年 月 日発行
青森県知事 印
----- 特定非営利活動促進法（抜粋）
（報告及び検査）
第 41 条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。
3 第 1 項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
4 第 1 項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報告及び検査)

第 64 条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前 2 項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該認定特定非営利活動法人等の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（第 5 項において「認定特定非営利活動法人等の役員等」という。）に提示させなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が第 1 項又は第 2 項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。

5 前項の場合において、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第 1 項又は第 2 項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、認定特定非営利活動法人等の役員等に提示させるものとする。

6 第 3 項又は前項の規定は、第 1 項又は第 2 項の規定による検査をする職員が、当該検査により第 3 項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第 1 項又は第 2 項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第 3 項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。

7 第 41 条第 3 項及び第 4 項の規定は、第 1 項又は第 2 項の規定による検査について準用する。

(備考)

1 用紙の大きさは、縦 12 センチメートル、横 9 センチメートルとする。

2 この用紙は、中央の点線の所から二つ折りとする。

組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）（抄）

最終改正：平成三十年九月二十七日公布（平成三十年政令第二百七十号）

（適用範囲）

第一条 別表の名称の欄に掲げる法人（以下「組合等」という。）の登記については、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この政令の定めるところによる。

（設立の登記）

第二条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内にしなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 目的及び業務
- 二 名称
- 三 事務所の所在場所
- 四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- 六 別表の登記事項の欄に掲げる事項

（変更の登記）

第三条 組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、出資若しくは払い込んだ出資の総額又は出資の総口数の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。

3 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から三月以内にすれば足りる。

（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）

第四条 組合等がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第二条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

（職務執行停止の仮処分等の登記）

第五条 組合等を代表する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(代理人の登記)

第六条 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する参事その他の代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所並びに代理人を置いた事務所を登記しなければならない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所、代理人を置いた事務所並びに代理権の範囲を登記しなければならない。

3 前二項の規定により登記した事項に変更が生じ、又はこれらの項の代理人の代理権が消滅したときは、二週間以内に、その登記をしなければならない。

(解散の登記)

第七条 組合等が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(合併の登記)

第八条 組合等が合併をするときは、合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併により消滅する組合等については解散の登記をし、合併後存続する組合等については変更の登記をし、合併により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

(移行等の登記)

第九条 組合等が種類を異にする組合等となるときは、定款又は寄附行為の変更の認可その他必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新たに登記すべきこととなつた事項を登記し、登記を要しないこととなつた事項の登記を抹消しなければならない。

(清算終了の登記)

第十条 組合等の清算が終了したときは、清算終了の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。

(従たる事務所の所在地における登記)

第十一条 次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 組合等の設立に際して従たる事務所を設けた場合（次号に掲げる場合を除く。） 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

- 二 合併により設立する組合等が合併に際して従たる事務所を設けた場合 合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から三週間以内
 - 三 組合等の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内
- 2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。
- 一 名称
 - 二 主たる事務所の所在場所
 - 三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所
- 3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

第十二条 組合等がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

（従たる事務所における変更の登記等）

第十三条 第八条及び第十条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、合併後存続する組合等についての変更の登記は、第十一条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

（登記の囑託）

第十四条 次に掲げる訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、組合等の主たる事務所（第三号に規定する場合であつて当該決議によつて第十一条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、主たる事務所及び当該登記に係る従たる事務所）の所在地を管轄する登記所にその登記を囑託しなければならない。

- 一 組合等の設立の無効の訴え
 - 二 組合等の出資一口の金額の減少の無効の訴え
 - 三 組合等の創立総会、総会、総代会、会員総会、議員総会又は常議員会の決議した事項についての登記があつた場合におけるこれらの決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え
- 2 組合等の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、

職権で、遅滞なく、各組合等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に、合併後存続する組合等については変更の登記を嘱託し、合併により消滅する組合等については回復の登記を嘱託し、合併により設立する組合等については解散の登記を嘱託しなければならない。

- 3 前項に規定する場合において、同項の訴えに係る請求の目的に係る合併により第十一条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときは、各組合等の従たる事務所の所在地を管轄する登記所にも前項に規定する登記を嘱託しなければならない。
- 4 官庁は、組合等を代表する者の解任又は組合等の解散を命ずる処分をしたときは、遅滞なく、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

(登記簿)

第十五条 登記所に、組合等登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第十六条 設立の登記は、組合等を代表すべき者の申請によつてする。

- 2 設立の登記の申請書には、定款又は寄附行為及び組合等を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。
- 3 第二条第二項第六号に掲げる事項を登記すべき組合等の設立の登記の申請書には、その事項を証する書面を添付しなければならない。

(変更の登記の申請)

第十七条 第二条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、その事項の変更を証する書面を添付しなければならない。ただし、代表権を有する者の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

- 2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要する旨の規定があるものの出資一口の金額の減少による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）によつてすることができる旨の規定があるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(代理人の登記の申請)

第十八条 第六条第一項の登記の申請書には、代理人の選任を証する書面を添付しなければならない。

2 第六条第二項の登記の申請書には、代理人の選任及び代理権の範囲を証する書面を添付しなければならない。

3 第六条第三項の登記の申請書には、登記事項の変更又は代理権の消滅を証する書面を添付しなければならない。ただし、代理人の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

(解散の登記の申請)

第十九条 第七条の解散の登記の申請書には、解散の事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

(合併による変更の登記の申請)

第二十条 合併による変更の登記の申請書には、合併により消滅する組合等（当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書を添付しなければならない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要するものの合併による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてすることができるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(合併による設立の登記の申請)

第二十一条 合併による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項並びに前条に規定する書面を添付しなければならない。

(移行等の登記の申請)

第二十二条 第九条の登記の申請書には、同条に規定する手続がされたことを証する書面を添付しなければならない。

(清算終了の登記の申請)

第二十三条 清算終了の登記の申請書には、清算が終了したことを証する書面を添付しなければならない。

(登記の期間の計算)

第二十四条 登記すべき事項であつて官庁の認可を要するものについては、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。

(商業登記法の準用)

第二十五条 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十六号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項、第七十九条、第八十二条、第八十三条及び第百三十二条から第百四十八条までの規定は、組合等の登記について準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「訴え又は官庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は官庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「組合等登記令第十一条第二項各号」と読み替えるものとする。

(特則)

第二十六条 (略)

附 則 (平成三〇年九月二七日政令第二七〇号)

(施行期日)

1 この政令は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表（第一条、第二条、第六条、第十七条、第二十条関係）

名称	根拠法	登記事項
特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

【参考】 商業登記法（組合等登記令第二十五条関係）（抄）

第十九条 官庁の許可を要する事項の登記を申請するには、申請書に官庁の許可書又はその認証がある謄本を添附しなければならない。